

令和３年第１回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第２日目)

令和３年　３月１０日（水曜日）

午前９時３０分開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第１６ | 議案第１４号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第１７ | 議案第１５号 | 第１種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第２種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第１８ | 議案第１６号 | 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第１９ | 議案第１７号 | 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第２０ | 議案第２０号 | 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第２１ | 議案第　７号 | 令和３年度訓子府町一般会計予算について |
| 第２２ | 議案第　８号 | 令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について |
| 第２３ | 議案第　９号 | 令和３年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第２４ | 議案第１０号 | 令和３年度訓子府町介護保険特別会計予算について |
| 第２５ | 議案第１１号 | 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計予算について |
| 第２６ | 議案第１２号 | 令和３年度訓子府町水道事業会計予算について |
| 第２７ | 議案第１３号 | 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 第２８ | 議案第１８号 | 訓子府町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第２９ | 議案第１９号 | 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第３１ | 報告第　１号 | 定期監査結果報告について |
| 第３２ | 報告第　２号 | 出納検査結果報告について |
| 第３３ | 報告第　３号 | 所管事務調査結果報告について |

○出席議員（１０名）

1 番 須 河 徹 君	2 番 泉 愉 美 君
3 番 工 藤 弘 喜 君	4 番 谷 口 武 彦 君
5 番 河 端 芳 恵 君	6 番 西 森 信 夫 君
7 番 山 田 日出夫 君	8 番 余 湖 龍 三 君
9 番 仁 木 義 人 君	10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福祉保健課業務監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	八 鉦 光 邦 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ど も 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	原 口 周 司 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、
議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、
議案第12号

○議長（須河 徹君） この際、日程第16、議案第14号、日程第17、議案第15号、日程第18、議案第16号、日程第19、議案第17号、日程第20、議案第20号、日程第21、議案第7号、日程第22、議案第8号、日程第23、議案第9号、日程第24、議案第10号、日程第25、議案第11号、日程第26、議案第12号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書92ページです。総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の92ページをご覧くださいと思います。

議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）が公布されたことに伴い、投票管理者等の報酬の額を改正するものでございます。

記以下の説明をさせていただきますので、議案書94ページを開いていただいて、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）新旧対照表をご覧くださいと思います。右が現行、左が改正案でございます。

別表2中、投票管理者の報酬の額1万2,700円を1万2,800円に改め、期日前投票所の投票管理者の報酬の額を1万1,200円を1万1,300円に改め、選挙長及び開票管理者の報酬の額1万700円を1万800円に改めるものでございます。

次に、前のページに戻っていただき、附則となりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第15号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 95 ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書 95 ページをご覧くださいと思います。

議案第 15 号 第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第 18 号）及び第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第 19 号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下の説明につきましては、第 1 種会計年度任用職員および第 2 種会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため「第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例」および「第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正するものであります。

次の 96 ページをご覧くださいと思います。

上の枠が議案第 1 条に規定する第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例、下の枠が議案第 2 条に規定する第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正案の新旧対照表により説明いたします。

右が現行、左が改正案でございます。

上の枠、第 1 条に規定する第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例第 15 条中の 100 分の 130 を 100 分の 127.5 に改めるものでございます。

次に、下の枠、第 2 条に規定する第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当給与に関する条例第 15 条中の 100 分の 130 を 100 分の 127.5 に改めるものでございます。

次に、前のページの附則となります。

第 1 条施行期日では、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 条では、給料表の改正における特例として、第 1 種会計年度任用職員の給料に関する条例第 3 条第 1 項に規定する第 1 種会計年度任用職員の給料および第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 3 条第 1 項に規定する第 2 種会計年度任用職員の正規勤務報酬の基礎となる基準月額とともに職員の給与に関する条例第 3 条第 1 項に規定する給料表を準用する場合において、任用年度内に職員の給与に関する条例の給料表の改正が行われたときには、翌 4 月 1 日から適用することとし、当該年度中は従前の例によるものとするということでございます。

以上、議案第 15 号 第 1 種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第 2 種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第 16 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 97 ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第 16 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町手数料徴収条例（平成１２年条例第８号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の改正は、このページの一番下の方に説明等ありますけども、訓子府町林地台帳運用事務取扱要領に基づく林地台帳および森林の土地に関する地図の交付にあたり、新たに手数料を定めるため、訓子府町手数料条例の一部を改正するものです。

それでは、記以下について説明させていただきますが、改正条文につきましては、９８ページの新旧対照表をご覧ください。

まずは、右半分に現行の条文ですけども、第２条、手数料の種類等とはということではじまって、いろいろな規定が定められていますけども、この一番最後がこの一番右の下３番、その他の証明というのが最後となっております。こちらに今度は左にいてほしいんですけども、その３番に林地台帳に関する手数料というのを新たに加えます。だからこの左部分の改正案の一番下にその他の証明が３９ということですのでずれてくるというようなかたちとなっております。

まず、この林地台帳に関する事項、大きく二つに分かれています。

アの閲覧に関する手数料というのが一つ、この閲覧というのは、誰もが閲覧できるものです。ただし、登記上、所有者の氏名、住所、そういったものが非開示となっております。そういった制限がかかっております。そこから１０行ぐらい下においていただきまして、イ 情報提供に関する手数料、こちらは、その土地の所有者などが自分のデータを求めるものが情報提供となっております。なので、先ほどの閲覧と比較しまして、全部の情報を開示というような性質のものです。

またアの閲覧に戻っていただきまして、共通する部分がありますので、そのアの下（ア）林地台帳の交付手数料、これを書面で交付を求める場合につき、１枚につき５００円、（イ）森林の土地に関する地図の交付手数料、これは１枚に１筆ごと印刷されますけども、これが５００円、続いて（ウ）林地台帳及び森林の土地に関する地図の電子データ交付手数料、これはすべてのこの林地台帳の全データを出力する場合です。だからどちらかというとこれは業者向けに提供するといったものでございます。その部分で１件につき６万２千円ということで定めております。

イの情報提供の部分の（ア）および（イ）というのは、閲覧とまったく同じようなかたちで定めております。こちらについては（ウ）はもちろんございません。

それでは、９７ページに戻っていただき、下段に附則でありますけども、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第１７号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書９９ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の９９ページをお開き願います。

議案第１７号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成１２年条例第１１号）の一部を改正する条例を次のように

制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように第8期介護保険事業計画期間中の令和3年度から令和5年度までの保険料率を改正するものでございます。

記以下につきましては、次の新旧対照表でご説明したいと思います。

100ページの方をご覧くださいと思います。

こちらは、新旧対照表を載せてございますけれども、表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分には下線を引いてございます。

第3条につきましては、保険料率の規定でございますけれども、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険計画が終了しまして、第8期介護保険計画期間中の令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるとともに、条文中の期間の記述を令和3年度から令和5年度に改めるものでございます。

保険料額につきましては、次のページ、101ページの資料の方で説明させていただきます。

上段が第7期、下段が第8期となっております。それぞれ保険料率と年額保険料の対比となっております。

まず、表の上段に表示しておりますとおり、第7期の基準月額が4,850円に對しまして、下段の第8期では5,650円、こちらはサービス給付費等の上昇等により引き上げとなっております。

第8期の保険料につきましては、下段左の表のとおり本町の税率により保険料額に改めるものでございますが、令和2年度に第1段階から第3段階までに軽減を図ることとし、低所得者への軽減措置が完全実施されたことから、第8期につきましても同様の措置をすることとし、下段右の表のとおり、令和3年度から令和5年度まで、年額保険料を第1段階では3万3,900円から2万400円に、1万3,500円の軽減、第2段階では4万2,800円から3万3,900円に、8,900円の軽減、第3段階では5万900円から3,400円軽減しまして4万7,500円に改めるものでございます。

99ページの方にお戻りいただいて、次に附則でございます。

第1条は、施行期日の規定でございますけれども、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、条例第3条に規定します保険料の適用についての経過措置となっております。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第20号 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書106ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書106ページをご覧くださいと思います。

議案第20号 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町防災会議条例（昭和37年条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例。

訓子府町防災会議条例（昭和37年条例第24号）の一部を次のように改正する。

防災会議委員の構成員に陸上自衛隊美幌駐屯地の自衛官のうちから町長が任命する者を加えるものであります。

次に、附則でございます。公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第20号 訓子府町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいまご説明申し上げました議案第14号、議案書94ページをお開きください。説明に不足がございました。94ページの新旧対照表の枠の3行目になります。投票立会人の報酬について1万800円から1万900円と改めるということを追加でご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほど説明した議案第16号、97ページになります。

そこで1点、訂正がございます。97ページの一番下から2行目、訓子府町手数料条例となっております。手数料徴収条例、誤りでございますので、訂正をお願いします。

大変失礼しました。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第7号 令和3年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書2ページです。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 議案第7号 令和3年度訓子府町一般会計予算について提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております別冊の「予算書」とそれから「各会計予算案の説明資料」、この2冊によって説明させていただきます。

なお、説明の中で、前年度あるいは昨年度と表現する部分につきましては令和2年度を、本年度と表現する部分につきましては、令和3年度を指しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧願います。

1ページから3ページまでは予算案の概要について記載しております。

国の地方財政対策についても触れておりますが、令和3年度のポイントとしましては、一つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税等が減収となるなかで一般財源維持のための地方交付税等の確保、二つ目として地域社会のデジタル化の集中的な推進のための予算措置、三つ目として防災・減災・国土強靱化推進のため、緊急防災・減災事業債の事業期間の5年間延長などが挙げられます。

こうした国の対策に加え、町総合計画の将来像を目指した施策の推進、財政健全化を念頭にいた一般行政経費の縮減、財源確保見通しに基づく予算規模の設定などに留意し、令和3年度予算の編成にあたりました。

一般会計においては、事業の先送りや手法の見直し、経常経費の圧縮など調整を行った

ところですが、予算7億を超える大型の消防庁舎等建設事業があったことなどから、歳入において13億1,300万円の財源不足が生じ、臨時財政対策債を除く、地方債9億円の発行、4億1,300万円を基金から取り崩し、財源不足を解消することとしております。

この結果、一般会計の歳入歳出予算総額は、当初予算でみますと、ここ10年間で2番目の規模である50億6,020万円となり、前年度当初予算と比較し7億5,920万円、17.7%の伸びとなっております。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策関連経費も一部計上しておりますが、国の地方創生臨時交付金を活用した対策経費に関しましては、新年度に入って早い時期に補正予算を提案させていただきますので、ご了承願います。

さて、款ごとの予算額と伸び率は4ページのとおりでございます。下段の2. 一般会計歳出目的別内訳のうち伸び率の大きなところでみますと、6款、農林水産業費は、道営柏丘北地区農地整備事業など道営の農業基盤整備事業費が大幅に減額となり、対前年度マイナス13.4%。

8款、土木費は、除雪専用車購入費の計上のほか、事業の増減により、対前年度5.2%の伸び。

9款、消防費は、消防庁舎等建設事業予算の計上などにより、対前年度397.1%の伸び。

10款、教育費は、スクールバスの更新、訓子府中学校ボイラー更新などにより、対前年度8.9%の伸び。

11款、公債費は、こども園外構整備と新スポーツセンター関連の元金償還が始まることから、13.7%の伸びとなっております。

次に、7ページになりますけれども、7ページには、会計別人件費の資料を載せてあります。

一般会計でいいますと、特別職3名と一般職103名分、会計年度任用職員142名分、議員および各種委員分を計上。人件費合計で11億1,430万2千円となっております。

次に、8ページには、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で35億2,858万8千円となります。

9ページからは、投資的事業を、13ページからは補助奨励費を、17ページからは扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしております。20ページ、21ページには債務負担行為の本年度支出予定額、それから22ページには社会保障財源に充てる引き上げ分の地方消費税交付金の使途を載せてあります。

39ページ以降には、投資的事業箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくこととし、これ以降は予算書によって説明してまいります。

それでは、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 令和3年度訓子府町一般会計予算。

令和3年度訓子府町の一般会計の予算は次に定めるものとし、第1条第1項では歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6,020万円と定めることとしております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次の3ページから12ページにあ

ります第1表 歳入歳出予算によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については後ほど事項別明細書の中で説明させていただきます。

次に、2ページに戻っていただきまして、第2条の債務負担行為と第3条の地方債について定めておりますが、これについても後ほど第2表と第3表で説明させていただきます。

次に、第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を、消防庁舎等建設事業実施に伴い、現金不足への対応を考慮し、前年度と比べ2億円多い7億円と定めております。

それでは、13ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為の内容を載せておりますが、本年度は6件になります。

まず、1件目の町史編さん事業につきましては、開基130年にあたる令和8年度の発行を目指し、本年度から編さん委託業務が始まることから計上するもので、期間は令和3年度から令和8年度、限度額については4,510万円。

2件目の空き家活用定住対策事業補助金につきましては、期間は令和3年度から令和8年度までの6年間、限度額については1,200万円。

3件目の季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、期間は令和3年度から令和4年度までの2年間、限度額は利子補給と損失補償について、それぞれ定めております。

4件目の麦作振興会コンバイン更新資金利子補給では、訓子府町麦作振興会が前年度に2台のGPS付きコンバイン導入にあたり借り入れた資金に対する利子補給で、期間は令和3年度から令和9年度までの7年間、限度額は112万9千円。

5件目の北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業は、令和3年度入学生分で、期間は令和3年度から令和5年度までの3年間で限度額1,027万5千円。

最後、6件目の北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業は、令和3年度入学生分で、期間を令和3年度から令和4年度までの2年間で限度額は160万円とするものでございます。

次に、14ページの第3表 地方債では、合計11本の起債の目的、借入限度額、利率、償還方法を載せてあります。目的別の限度額の内容はご覧のとおりでございますが、限度額の総額は、前年度当初より6億7,990万円増の10億40万円となります。

次に、15ページからは事項別明細になります。15、16ページは歳入歳出の款別の予算額を記載してありますので、これはご覧をいただくこととし、17ページ以降の事項別明細書の説明に移りたいと思います。

説明にあたりましては、歳入歳出とも特徴的な部分や前年度と比べ増減の大きなものを中心にさせていただきます。

また、ページの案内については、款項目の、目のある左側のページを示させていただき、右側の説明欄の説明をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、歳入の説明に入ります。17ページをご覧ください。

1款、1項、1目、町民税・個人では、均等割においては納税義務者数45人減の2,425人を見込み、15万8千円減の848万7千円、所得割は平成27年から前年までの平均、なお農業所得は、前年と前々年の生産額を比較し、調整率を乗じ課税標準額を算出、譲渡所得も過去6年間の平均に税率を乗じ、住宅ローン控除減額分は前年度実績額、これらの合計に99%を乗じて算定、この結果、前年度に比べ1,493万円減の2億2,

456万7千円、均等割、滞納繰越分、合わせまして2億3,345万4千円を計上。

次に、その下の2目、法人では、2法人増の91法人分、対前年度27万9千円増の2,699万1千円を計上しております。

次に、2項、1目、固定資産税では、評価替え変動分を減額、また、新型コロナ軽減分1,080万6千円を見込んだことから、1,504万円減の2億1,924万8千円を計上しております。なお、軽減による減収分については、後ほど説明しますが、地方特例交付金で補填されることとなっております。

次に、19ページの3項、軽自動車税、1目、環境性能割では、年間新規登録台数の減を見込み44万8千円の減額計上、2目、種別割では、前年11月時点の課税台数を基に算定し2,001万7千円の計上。

次に4項、1目、町たばこ税は前年と比べ58万7千本少ない510万本を計上。なお、10月以降、新税率を適用して算定しております。

次に、6項、1目、入湯税は、温泉保養センター利用者の前年度と前々年度を比較し、その減少率を基に32万6千円減の176万2千円を計上。

次に、21ページになります。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税は、総務省概算要求を参考に1,800万円を計上。

2款、2項、1目、自動車重量譲与税から23ページの6款、1項、1目、法人事業税交付金までは前年度同額を計上しております。

7款、1項、1目、地方消費税交付金は、前年度実績を勘案し、地方消費税交付金で1,200万円減の4,800万円、社会保障財源交付金分で900万円減の5,100万円、合わせて2,100万円減の9,900万円を計上しております。

8款、1項、1目、環境性能割交付金、その下の9款、1項、1目、地方特例交付金は前年度決算見込みをベースに算定しております。

9款に新たに項を設け、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,080万円を計上。この交付金は、固定資産税のところでも説明いたしましたが、厳しい経営環境にある中小事業者に対する固定資産税の軽減措置に伴う減収分を国が補填するのでございます。

10款、1項、1目、地方交付税は、前年度同額計上。このうち普通交付税は、人口が418人減の4,682人を反映、単位費用は前年度のものをを用い算定し、前年度より1千万円減の18億5千万円を計上、26ページになりますけども、26ページにある特別交付税は、地域おこし協力隊への財政措置も見込んで1千万円増の1億3千万円を計上。

次に、12款、分担金及び負担金です。

1項、1目、農林水産業費分担金は、道営事業4本分の受益者分担金4,899万3千円を計上しております。

2項、1目、民生費負担金、1節、社会福祉費負担金では、前年度まで配食サービスなどの高齢者在宅サービス利用者負担金を計上しておりましたが、除雪サービスを除き、利用者が受託事業者を利用負担金を直接収めてもらうこととしたため、本年度から未計上となっております。

2節、児童福祉費負担金には、町外から本町のこども園に入所した場合の居住市町村の

負担金と利用者の負担金、合わせて９９万９千円を計上しております。

次に、１３款、１項、１目、民生使用料のうち、２８ページの２節、温泉施設使用料は、温泉保養センターの利用者を１１％ほど減少すると見込んで１７９万６千円減の９４５万９千円を計上。

６目、土木使用料、３節、住宅使用料は、所得階層変更などにより１７５万３千円の増、０１０万９千円を計上。

７目、教育使用料の１節、こども園使用料は、３歳未満である３号認定のこども園保育料対象児童を１０名減の２名と見込んだため３４３万４千円減額計上。

３節、保健体育使用料では、温水プールとパークゴルフ場の利用者減を見込み７４万円減額して計上しております。

次に、２９ページからは、１４款、国庫支出金になります。

１項、国庫負担金、１目、民生費国庫負担金のうち、１節、社会福祉費負担金、障害者福祉費負担金は３９１万２千円減の１億６６６万６千円を計上。なお、道支出金も減額して計上しております。

４節、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、軽減額の２分の１を国が負担するもので、第１段階から第３段階の対象人数は１５人減少しておりますが、軽減額が第１段階で年額４，４００円から１万３，５００円、９，１００円増となるなど、軽減幅拡大に伴いまして１７１万９千円の増となっています。なお、道支出金には軽減額の４分の１、１６５万４千円を計上しております。

５節、児童福祉費負担金の子育てのための施設等利用給付費交付金２２万２千円は新規計上で、本町から町外の認可外保育所に入所している子どもの保育料の一部が無償化の対象となるもので、道支出金の方にも１１万１千円を新規計上しております。

２項、国庫補助金、１目、総務費補助金の個人番号カード交付事業費補助金は、全市区町村の上限額が増額されたため２４２万２千円増の３５３万３千円を計上しております。なお、前年度の戸籍情報処理システム改修補助金は本年度はございません。

３１ページ、４目、土木費国庫補助金の１節、住宅費補助金のうち、公営住宅整備事業費補助金は、幸栄団地１棟４戸の改修分９１５万５千円と穂波団地改修分２７０万円、合わせて１，１８５万５千円を計上しております。

２節、道路橋梁費補助金は、橋梁点検と橋梁２橋の長寿命化修繕の道路メンテナンス補助金４，６５５万１千円と除雪専用車更新にかかる防災・安全交付金４千万円、合わせて８，６５５万１千円を計上しております。

５目、教育費国庫補助金、２節、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金１，３９３万３千円は、訓子府中学校ボイラー改修分でございます。

３項、委託金、１目、総務費委託金の２節、選挙費委託金には、衆議院議員選挙委託金５５８万７千円を計上しております。

次に、１５款、道支出金です。

１項、道負担金、１目、民生費道負担金は、国庫支出金同様、障害者福祉費負担金が１９５万６千円減額となっています。

次、３３ページの下表になりますけども、２項、道補助金、１目、総務費道補助金、１節、総務費補助金のうち、ＵＩＪターン新規就業支援事業補助金は、歳出の移住支援金

100万円への充当分で新規計上でございます。

森林環境保全整備事業補助金は892万8千円の減となっておりますが、間伐面積の大幅な減によるものでございます。

次に、35ページの4目、農林水産業費道補助金、1節、農業費補助金のうち、下から3行目の北海道水利施設等保全高度化事業補助金とその下の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は、道営土地改良事業のパワーアップ対象事業費の減によりまして、合わせて618万9千円の減額計上となっております。

なお、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は、第5期パワーアップ事業で令和2年度で終了であり、令和3年度から第6期パワーアップ事業として、事業名を変更して継続される見込みでございます。

3項、委託金、1目、総務費委託金、3節、統計調査費委託金は、前年度計上の国勢調査分344万4千円が未計上となり40万2千円を計上しております。

次に、37ページ、2段目の表、16款、2項、財産売払収入、1目、生産物売払収入のうち、町有林産物売払収入では、皆伐、間伐とも売払材積が大幅に減って対前年度4,589万3千円の減となっております。一方、保安林は、前年度科目計上のみでしたが、本年度は、売払材積1,400立米、パルプ350立米の売り払いを見込み1,277万5千円を計上しております。

3段目の表の17款、1項、2目、総務費寄付金のうち、ふるさとおもいやり寄付金については、前年度実績見込みを勘案し300万円増の2,800万円を計上しております。

その下の表の18款、1項、基金繰入金のうち、1目、財政調整基金繰入金については、一般会計予算の財源調整分として1億5,295万7千円を計上しております。

39ページになりますけれども、一番上の2目、社会資本整備基金繰入金では、消防庁舎建設事業に7,100万円など4本の事業に1億6,300万円を。

3目、産業後継者育成基金繰入金では、産業後継者教育推進協議会交付金82万円、農業担い手育成事業補助金に40万円、計122万円を。

4目、地域活性化基金繰入金では、個人番号利用事務用パソコン等購入費に500万円、町民税1%活用のまちづくりパワーアップ特別対策事業に230万円、合わせまして730万円。

5目、鉄道跡地整備等基金繰入金では、バス通学定期運賃補助金に700万円、北海道北見バスへの地域間幹線系統確保維持事業費補助金に460万円、合わせて1,160万円。

6目、減債基金繰入金では、ソフト事業に充てた過疎地域自立促進特別対策事業債、静寿園、こども園、スポーツセンター建設で借り入れた過疎債と補正予算債の交付税措置分を除いた実質の町費負担分の起債償還費に6,263万円。

7目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、高齢者ハイヤーサービス事業など4本の事業に1,070万円。

8目、森林環境譲与税基金繰入金は、民有林振興事業に359万4千円を繰り入れるものでございます。

次に、41ページの3段目の表になりますが、20款、諸収入、4項、1目、受託事業収入の後期高齢者医療広域連合受託金では、前年度までの健康診査以外に歯科検診と保健

事業と介護予防の一体的な実施事業が加わり696万5千円増の768万2千円を計上。

次に、下の表の5項、5目、雑入は、前年度計上の開町100周年・町制施行70年記念事業に対するいきいきふるさと推進事業助成金など163万円減の、4,998万3千円を計上しております。

次に43ページ、21款、1項、町債になります。14ページの第3表でも説明しましたが10億40万円を計上しております。

説明欄の事業債の後の括弧書きが起債の種類となっております。過疎債は6本で3億9,640万円、それから、辺地債は3本で6,720万円、緊急防災減災事業債は3億8,030万円、それから、ソフト事業に充てます過疎地域自立促進特別対策事業債、これについては5,650万円、臨時財政対策債は2千万円増の1億円を計上しております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、45ページからは、歳出の事項別明細書になります。

歳出については、事業本数が172本ございまして、事業1本1本の説明となりますと長時間に及びますので、款・項・目の科目のうち、目単位を基本に、前年度と比べ増減額の大きな要因を右側のページにあります事業予算で説明するほか、本年度の計上予算の特徴的なものなどに絞って説明いたします。

なお、制度や積算方法等に変更がなく、人口、子どもの人数、高齢者の人数、事業対象人数・件数など年度により変動するものなど単純な理由による事業費が増減するものなどは、一部説明を割愛させていただきます。また、予算見積に使用します燃料費単価がガソリンで18円、軽油で21円、灯油と重油が15円下がっており、特別なものを除いて全体的に予算計上額が減額となっております。

それでは説明に入ります。

まず、45ページからの1款、議会費になります。

1款、1項、1目、議会費には、対前年度52万9千円増の5,148万4千円を計上しております。

右側のページ、46ページに事業別予算が計上されておりますが、事業区分、1.議員人件費の共済費中、議員共済会負担金が、町村議会議員共済会給付費負担率が下がった影響で41万1千円の減となった一方、事業区分、2.議会運営費では、前年度計上の議場内音声録音予備設備98万円がなくなったものの、委託料に議場内音響機器保守点検業務41万2千円とインターネット録画配信業務134万2千円、合わせて175万4千円を新規に計上しております。

次に、49ページになります。

ここからは2款、総務費になります。

2款、1項、1目、一般管理費は、前年度と比べ677万8千円増の1億5,530万1千円を計上しております。主な増額の理由ですが、右側の50ページ、事業区分、1.総務一般管理事業の報酬には、前年度、6目の住民活動費に計上の町史編さん委員会委員報酬を移し替えて13万8千円を計上しております。また、委託料には、令和8年度発行を目指した新訓子府町史編さん業務165万円を新規計上。

次の52ページになります。

事業区分、3.庁舎等維持管理事業では、灯油単価が15円下がったことなどによりま

して事業全体で31万1千円の減となっております。

下の方の事業区分、4. 交流事業では、本年度、津野町との姉妹町締結20周年を記念し、町民40名による訪問団の派遣費240万円、それと引率旅費61万8千円の計301万8千円、記念誌の作成費81万4千円、過去に小学生留学生として参加したOBによる津野町訪問経費63万1千円、津野町からスポーツ交流に来られる子どもたちの受け入れ経費15万円など、記念事業分として461万3千円を計上し、事業全体では448万2千円の増となっております。

ページめくっていただきまして、54ページの事業区分、6. 職員管理研修事業では、対象職員数や研修内容および研修地の変更などにより、旅費と委託料などが減額となり事業全体で39万4千円の減となっております。

その下の事業区分、7. 情報管理事業、下から3行目のシステム改修業務では、前年度計上の財務会計システム改修業務33万5千円と健康管理システム改修業務137万4千円が本年度なくなったことから委託料で551万1千円の減となっています。

次、56ページになりますが、次の56ページ上段の備品購入費ですが、現在の基幹系システムに合わせた個人番号利用事務端末に更新するため、端末30台、511万5千円を計上するなど、備品購入費で422万円の増となりましたが、事業全体では124万9千円の減となっております。

次に、左の55ページの2目、財政管理費につきましては、前年度とほぼ同額の302万4千円を計上しております。

その下の3目、財産管理費では、実績等を勘案し、修繕料で80万円減額するなど、事業全体で76万9千円の減額計上となっております。

57ページになりますが、4目、公有林管理費には5,215万5千円を計上。

58ページの事業区分、1. 町有林管理事業の役務費、保険料のうち、5年更新の森林火災保険の対象面積が153.53haから423.14haへと269.61ha増えたことなどから保険料が347万6千円増となったものの、事業区分、2. 町有林整備事業・補助の委託料、造林業務では、間伐面積が8.73haと前年度と比べ28.27haと大幅に減少したことなどから、委託料で1,909万5千円の減。

事業区分、3. 町有林整備事業・単独の委託料、造林業務では、皆伐面積が5haと前年度と比べ10.46ha減少したことなどにより2,013万1千円の減となり、目全体では3,508万6千円の減額となりました。

次、5目、保安林管理費には1,357万3千円を計上。

60ページになりますが、60ページの事業区分、3. 保安林整備事業・単独の委託料の造林業務は、前年度未計上でしたが、本年度は皆伐5.39ha、事業費1,174万3千円を計上するなど、目全体で対前年度1,120万9千円の増となっております。

引き続き、59ページでございますけども、6目、住民活動費は、事業区分、1. 広報広聴事業に前年度、町史編さん委員会委員報酬を計上しておりましたが、本年度は1目の一般管理費、事業区分、1. 総務一般管理事業に計上のため、対前年度10万3千円減の2,314万9千円を計上しております。

61ページになりますが、61ページの下段の7目、住民安全対策費も対前年度21万9千円の微減で548万4千円を計上しております。

なお、62ページから64ページにかけての事業区分、2. 交通安全対策事業では、交通安全指導員の制服1着分の追加計上と南8線溶融区画線修繕など需用費で23万4千円の増額計上、指導員全員の会議出席および研修会参加などに伴いまして、旅費で11万円、会議負担金で15万3千円の増、それから減速を喚起する溶融区画線2か所など交通安全施設等設置維持管理業務委託料27万8千円の増額計上など、事業全体で76万4千円の増となりましたが、事業区分、3. 防犯対策事業では、前年度計上の防犯カメラ設置委託料106万4千円が減となっております、目全体としては減額となっています。

次に、63ページ下段の8目、企画費は・・・

○議長（須河 徹君） 副町長、ここで休憩に入りたいと思います。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 引き続き、説明させていただきます。

次に、63ページ、下段の8目、企画費は、対前年度1,470万5千円増の7,835万6千円の計上となっております。

増額理由につきましては、66ページになりますが、事業区分、前のページに事業区分が載ってまして、事業区分、2. 地方交通対策事業の委託料中、高齢者ハイヤー利用サービス業務につきましては、年々登録者、利用者が増加傾向にあるため、前年度実績見込みの20%上積みにより202万8千円増の1,193万6千円を計上しております。

それから、負担金、補助及び交付金中、女満別空港整備・利用促進協議会負担金15万円は、事業区分、1. 企画一般事業からの組み換えで計上となっております。

それから、バス通学定期運賃補助金は、バス通学生10名減の106名分で115万9千円減の1,176万6千円の計上。

地域間幹線系統確保維持事業費補助金は、コロナ禍による路線バス運行事業者の収支悪化などを見込み421万7千円増の1,375万2千円の計上など、事業全体では517万1千円の増となっております。

次に、事業区分、4. まちづくり推進事業の委託料には、既存計画の更新のため、公共施設等総合管理計画策定支援業務275万円を新規計上。

事業区分、5. ふるさとおもいやり寄付推進事業は、寄付額を2,500万円から2,800万円へと300万円増を見込み、これに伴い寄付者謝礼の返礼品、送料、事務諸経費など133万7千円増の1,653万3千円を計上しております。

事業区分、6. 地域振興事業は、68ページの負担金、補助及び交付金に移住促進策として、UIJターンによる新規就業または起業した方に補助する移住支援金100万円を新規計上するなど138万8千円増の1,209万7千円を計上。

事業区分、7. 地域おこし協力隊事業は新たな事業で、国の制度を活用して、町が隊員を募集、委嘱を行い、地域おこしの支援や生活支援などの地域協力活動を行ってもらい、

町への定住・定着を図る取り組みで、隊員の募集、報酬、活動経費など449万4千円を計上、なおこれらの経費の大部分に対しては特別交付税措置されることとなっております。

次に、9目、地籍管理費についてですが189万1千円増の285万5千円を計上。

68ページ、事業区分、1. 地籍管理事業の委託料、システム改修業務には、本年度、土地登記情報照合点検と航空写真データ更新を実施することとして57万1千円を増額、パソコン設定業務は、備品購入費に新規計上の地籍管理システム機器のパソコンのネットワーク設定経費31万1千円で、使用料及び賃借料には、航空写真の撮影データのライセンス使用料41万4千円を計上したことなどにより増額となっております。

次に、69ページになりますが、一番上の開町100周年・町制施行70年記念事業費は、廃目となります。

下段の、2項、1目、税務総務費は、事業区分、1. 税務一般事業の需用費消耗品費に軽自動車ナンバープレート購入費6万円、事業区分の2. 固定資産評価事業の需用費、印刷製本費には、家屋調査済証ステッカー印刷代4万6千円を計上するなど、目全体として11万2千円増の106万3千円を計上しております。

次に、71ページ、2目、賦課徴収費は、税制改正に伴うシステム改修が大規模になることを見込んで、委託料のシステム改修業務に50万円増額するなど、目全体では58万4千円増の425万9千円を計上しております。

その下の3項、1目、戸籍住民登録費には、戸籍事務処理システム改修が前年度終了したことなどにより、委託料で110万1千円減となりましたが、個人番号カードに関する事務量が增大しているため、負担金、補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構に対する個人番号カード交付事業費交付金が242万2千円増額となるなど、目全体としては131万7千円増の969万2千円を計上しております。

次に、73ページの4項、1目、選挙管理委員会費には28万6千円を計上。

2目、衆議院議員選挙費は、本年10月21日任期満了に伴う第49回衆議院議員選挙執行費558万7千円を計上しております。

次に、75ページの中段、5項、1目の統計調査総務費では、前年度計上の国勢調査事業344万4千円の減などによりまして318万4千円減の40万2千円を計上しております。

その下の6項、1目、監査委員費は、ほぼ前年度同額160万8千円を計上しております。

次に、79ページになります。

ここからは3款、民生費になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費には、前年度と比べ330万9千円減の3億511万8千円を計上。

まず、80ページの事業区分、1. 社会福祉一般事業ですが、負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会活動費補助金では、職員賞与と非常勤職員給与の増など人件費分で109万4千円の増、前年度実施の車検代、社協だよりの印刷単価、小地域事業推進費の減などにより事業費分では50万7千円の減など差し引き57万4千円の増となっております。

もりの風運営費補助金では、当初3年間の補助年限で前年度をもって終了予定でしたが、収支不足が続いており、補助要綱ただし書きに基づきまして、町長が特に認め

た場合を適用し、3年を超えない期間で延長することとしまして100万円を計上しております。

その下のきらきら本舗運営費補助金は、同法人は、職員体制も縮小するなどして経費節減に努めているにもかかわらず、厳しい運営状況が続いていることから、障がい者の就労の場の提供を通じ、町の障がい者福祉の増進に大きく貢献しているということを鑑み、新たに100万円の補助金を計上、事業全体としましては52万3千円の増額となっています。

82ページの事業区分、5. 自立支援サービス事業では、対象人数の増減により、扶助費の介護給付費で199万6千円減、訓練等給付費で838万2千円の減、自立支援医療給付費で387万円増など、事業全体で783万4千円の減となっています。

事業区分、6. 地域生活支援事業では、84ページの負担金、補助及び交付金のうち北見地域生活支援拠点負担金は、北見市、置戸町、美幌町、津別町、本町を構成とする北見地域生活支援拠点事業が本格化することを見込み342万2千円増の460万5千円を計上しております。

この他、事業区分、8. 国民健康保険特別会計繰出金が54万2千円の増額。

これらの増減差し引きにより目全体で減額となっております。

次に、2目、老人福祉費になりますが、対前年度131万1千円増の2億4,044万円を計上しております。

事業区分、1. 高齢者福祉一般事業は、前年度と比べ15万7千円の減と予算規模は前年度とほぼ同じでございますが、負担金、補助及び交付金の訪問介護支援事業費補助金については、利用回数の減などに伴い介護保険事業収入の減などにより収支不足が増加し、補助金額で119万5千円の増。一方、86ページになりますけれども、扶助費の老人福祉施設措置費では、前年度2名見込んでおりましたが本年度は1名を見込んで104万5千円減の174万2千円を計上しております。

その下の事業区分、3. 介護保険特別会計繰出金では、事務費分で110万5千円の増、それから、低所得者保険料低減事業分で343万7千円の増など、合わせて474万4千円の増となっております。

事業区分、5. 後期高齢者医療事業では、療養給付費負担金の減などによりまして312万円減の9,431万8千円を計上しております。

次に、3目、温泉保養センター費になりますが、対前年度100万9千円減の2,496万4千円を計上。これは、重油単価が下がり燃料費が89万2千円減額となったことなどによるものでございます。

87ページ、4目の国民年金事業費は、前年度同額の1万2千円を計上しております。

その下の3款、2項、1目の児童福祉総務費は、事業区分、1. 子ども医療費助成事業で子ども医療費助成件数の減により91万6千円の減。事業区分、2. 子育て支援事業の広域入所負担金では、町外の保育園に入所した園児の負担金ですが、前年度は、認可保育園への入所1名でしたが、本年度は認可外保育園入所を見込んだため、負担金算定方法が異なるため28万3千円の減、これらの理由によりまして、目全体では、対前年度123万9千円減の1,589万円を計上しております。

次に、89ページの2目、ひとり親福祉費は、医療費助成5%の増を見込んで6万円増

の180万8千円を計上しております。

3目、児童措置費は、児童数の減により、扶助費に計上の児童手当費が159万円減となるなど、目全体で対前年度189万9千円減の7,252万円を計上しております。

4目、児童センター費は1,873万6千円を計上しております。

事業区分、1. 児童センター運営事業費の報酬では、会計年度任用職員、放課後児童支援員の勤務体制見直しなどで42万円の減。

92ページになりますけども、事業区分、2. 児童センター維持管理事業では、前年度計上の備品、防犯灯とエアコン分48万1千円の減などによりまして、目全体では対前年度81万5千円の減となっています。

5目、子育て支援センター費には932万4千円計上しておりますが、事業区分、1. 子育て支援センター運営事業の委託料に前年度計上の子どもの発達支援指導事業分34万7千円を4款、1項、1目、保健衛生総務費の発達支援事業にまとめて予算を計上したことによりまして、その分が減となって、それらの理由によりまして、目全体としましては対前年度55万3千円の減額計上となっています。

次に、95ページになります。

ここからは4款、衛生費になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費は、事業区分、2. 地域医療対策事業の地域医療報酬金について、前年度第2回定例町議会で増額補正しましたが、本年度は当初予算で計上し684万円の増となっており、これらの理由により目全体では、対前年度587万4千円増の5,696万1千円を計上しております。

なお、3款、1項、5目の子育て支援センター費でも説明しましたが、同センター分の発達支援指導業務について、98ページの事業区分、5. 発達支援事業の委託料にまとめて計上しております。

次に、97ページ一番下段の2目、予防費ですが、対前年度219万7千円増の3,117万3千円を計上しております。

100ページになりますが、100ページ中段の事業区分、2. 健康診査等事業では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施にかかる消耗品の増額により、需用費で14万9千円の増、委託料の健康診査業務には、節目年齢と妊婦を対象とした歯周病検診と後期高齢者歯科検診経費合わせて34万7千円を新たに計上、検診業務には前年度同様PET-CT検査10人分77万円を含んでおります。

事業区分、3. 予防接種事業では、新型インフルエンザパンデミック措置対応として、マイナンバー利用事務に追加されることなどから、委託料のシステム改修業務132万円を新規計上。

102ページになりますが、102ページの事業区分、4. 子ども予防保健事業では、ロタウイルスワクチン定期接種移行にかかる予防接種情報副本登録関連で委託料の健康管理システム改修業務に52万4千円を増額し77万円を計上しております。

次に、左の101ページをご覧ください、3目、環境衛生費になりますが、事業区分、1. 葬斎場維持管理事業の需用費、修繕料には、本年度、高圧負荷開閉器および高圧コンデンサ交換修繕36万6千円を新規計上しておりますが、前年度実施の屋根防水修繕および火葬設備修繕1,477万3千円の減額など、目全体としましては1,391万2千円

減の８５０万１千円を計上しております。

次に、１０３ページになります。

１０３ページ中段の４目、環境対策費は、前年度までであった太陽光発電システム導入費補助金については、平成２４年度から３年毎に継続の是非を判断してまいりましたが、申請件数がほぼない状況のため、廃止することとしたことなどによりまして、目全体として２０万７千円減の１４３万２千円の計上となっております。

次に、下の２項、１目、塵芥処理費は、対前年度３６０万４千円増の９，６４０万１千円を計上しております。

事業区分、１．塵芥処理事業のうち、需用費、消耗品費では、町指定の燃やすごみ袋の購入の年にあたり１６万４千枚分、１７８万３千円と生ごみ袋は前年度より１万３千枚多い７万６千枚、また単価の上昇もあり５５万８千円の増額計上。修繕料には、廃棄物処理場汚水処理機械修繕５３万円を計上、需用費合計でいきますと２７５万１千円の増となっております。

１０６ページの、１０６ページになりますが、委託料で各ごみの処理業務は単価の変動見込により計上しております。なお、回収および処理方法変更に伴うスプレー缶等処理業務３１万２千円と使用済小型電子機器処理業務８万８千円を新規計上し、委託料合計で１５０万９千円の増。一方、備品購入費では、前年度計上のパッカー車車庫１１９万８千円の減など９８万９千円が減となりましたが、差し引きでは、目全体で増額計上となっております。

次に、２目、し尿処理費ですが、北見地区スクラムミックスセンター処理費の負担割合は、前々年度の搬入実績を基に算定されますが、負担割合がわずかながら下がったことと、ポンプやトラックスケールの整備がなくなったことにより、委託料に計上のスクラムミックス事業し尿等処理業務が１９８万１千円減となり、目予算は１，１５７万９千円となっております。なお、前年度の事業区分、し尿処理施設整備事業は、この事業に統合しております。

次に、１０７ページの５款、労働費の１項、１目の労働諸費については、事業区分、３．勤労者福祉会館維持管理事業費の減により、対前年度１０万６千円減の１７２万円を計上しております。

次に、１０９ページからは、６款、農林水産業費になります。

６款、１項、１目、農業委員会費は、事業区分、１．農業委員会運営費の旅費に、任期中１回の道外視察研修費１６５万１千円を計上したことなどによりまして、目全体で１１２万６千円増の１，３３３万８千円を計上しております。

下段の２目、農業総務費には、前年度とほぼ同額の２１万４千円を計上しております。

次に、１１１ページの３目、農業振興費は、対前年度６４１万４千円減の１，３７９万３千円を計上しております。

右側の事業区分、２．農業経営確立事業のうち、負担金、補助及び交付金では、前年度計上の酪農青年部および種子馬鈴薯耕作組合の海外研修に対する補助である農業後継者育成事業補助金３２０万円、それから、くんねっぷメロン作付け維持を目的とした特産園芸作物作付維持事業費補助金４０万円、合わせて３６０万円の減。また、新規就農者等支援助成金は、就農祝い金と運転資金支援が令和２年度で終了し、農地賃貸借助成のみとなり

198万2千円減の67万4千円、その下四つ目には、本年度から債務負担始まる麦作振興会コンバイン更新資金利子補給金25万6千円を計上。

114ページの事業区分、6. 農業次世代人材投資事業では、前年度3経営体でしたが1経営体が期間満了となり2経営体となり112万5千円減の300万円の計上となっています。

次に、4目、畜産業費は、対前年度32万3千円減の517万4千円の計上となっております。

事業区分、1. 家畜衛生管理事業の報償費、家畜防疫検査報償金は、本年度科目計上の千円のみ計上し、伝染病発生時には、別途予算措置することとしております。負担金、補助及び交付金の家畜予防衛生事業負担金は、本年度算定替えがありまして、今後4年間同額となる見込みで、前年度までと比べ14万2千円の減となっております。

次、115ページ、5目、農業基盤整備事業費は、対前年度8,079万円減の4億3,485万6千円の計上となっています。

事業区分、2. 農業基盤整備事業のうち、前年度と比べ増減の大きなものとしては、道営柏丘北地区農地整備事業は、本年度、南7線957mの舗装工事で事業完了の予定で、3,307万5千円減の1,485万円。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業は、用地補償費が2億8千万円減となったことなどによりまして、地元負担額が前年度より6,800万円減の7,600万円。一つ飛びまして道営訓子府北東地区水利施設等保全高度化事業は、穂波川改修延長が300m延び、400mとなったことなどから3,553万円増の5,763万円。他の事業の増減もあり事業全体としましては7,272万6千円減の2億6,853万4千円を計上しております。

下の方の事業区分、4. 下水道事業特別会計繰出金は、同会計の収支幅縮小によりまして前年度より849万5千円減の7,730万円の計上となっております。

117ページの6目、農業交流センター費は、前年度とほぼ同額の699万5千円を計上。なお、前年度、報償費に加工指導サークルへの事業報償7万円を計上しておりましたが、本年度は委託料の一番下の加工指導業務として組み替え予算計上しております。

次に、7目、牧場費は、220万1千円減の3,060万8千円を計上しております。

事業区分の2. 牧場管理運営事業では、前年度、ポンプ場動力制御盤更新、それから牧場巡回車1台、マニュアルプレッダー1台の712万円を計上しておりましたが、本年度は作業効率を上げるため連動スタンションを設置することとして、120ページになりますが、工事請負費に300万円、それから原材料費に捕縛柵場整備箇所の畜舎改築用原材料166万3千円、合わせて466万3千円を、また、備品購入費には、肥料の積み下ろしやパレット運搬作業に必要なホイールローダーフロントフォーク69万3千円を計上しております。

121ページ、1目、林業総務費には前年度とほぼ同額の18万円を計上しております。

2目、林業振興費は、対前年度735万円増の1,902万1千円を計上しております。

事業区分、1. 林業振興一般事業の委託料には、長寿命化計画に基づく、常盤林道の愛林橋の橋梁点検業務116万7千円と森林所有者情報システム機能拡張業務25万4千円を計上。

事業区分、2. 民有林振興事業の民有林振興事業補助金は、民有林の造林・除間伐事業の公費補助残に対する単独補助ですが、本年度からヘクタール当たり単価を8千円から1万円に引き上げたのと事業面積が増加したため、前年度より326万3千円増の660万9千円。また、一つ飛んで森林環境保全整備事業補助金は、公共森林整備事業の補助対象外となる非団地森林で実施する搬出間伐を対象に、森林環境譲与税を充当して補助するので、359万4千円を新規計上。なお、前年度、委託料に計上の森林経営管理制度意向調査費165万円が減額となっております。

事業区分、3. 有害鳥獣駆除事業には、近年ヒグマの出没回数が増加していることから、備品購入費に箱わな1基分42万2千円を計上しております。

次に、125ページになりますが、7款、商工費になります。

1目、商工総務費では、前年度実施の公共駐車場区画線塗布修繕分11万3千円が減となり40万1千円を計上。

2目、商工業振興費は、対前年度101万9千円減の6,889万7千円の計上。

事業区分、1. 商工業振興対策一般事業の店舗改修事業補助金は、実績等を勘案し100万円減の150万円、前年度補正予算で挙げた新型コロナウイルス対策中小企業特別融資保証料補助金180万円を当初から計上。

事業区分、2. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金は、前年度開町100周年記念で180万円増額計上しておりましたがその分減額して1千万円を計上しています。

次に、127ページからは、8款、土木費になります。

8款、1項、1目、土木総務費については、前年度とほぼ同額の138万1千円を計上しております。

次に、2項、1目、車両運行管理費は、対前年度6,348万6千円増の9,574万2千円を計上。

事業区分、2. 除雪車両運行管理事業の備品購入費に、国庫補助採択を見込んで、平成9年式の除雪専用車1台を更新することとし6千万円を計上。また、除雪車両の車検台数が前年度より3台多い6台となるなど、需用費の車両修繕料、役務費の手数料、公課費などで増額となり、事業全体としまして6,297万円の増となっています。

次に、129ページ、3項、1目、道路橋梁総務費は、前年度とほぼ同額の227万6千円を計上しております。

2目、道路維持費は、2,237万2千円減の1億1,199万1千円を計上。

事業区分、1. 町道維持管理事業では、132ページになりますけども、工事請負費に駒里弥生線延長450m、路上路盤再生工法により舗装修繕することとし3千万円を計上。なお、前年度、事業区分で町道舗装修繕事業5,071万円がありましたが、本事業に統合しており、駒里弥生線整備分で1千万円減、市街地町道路面性状調査終了により1,071万円の減、合わせて2,071万円の減となっております。また、前年度実施の町道路路ストック総点検事業200万円は本年度未計上となっています。

3目の橋梁維持費は、640万7千円減の7,366万5千円を計上。

委託料の橋梁長寿命化修繕計画橋梁点検業務は、平成26年に道路法が改正され、5年に1回近接目視点検が義務化され、平成28年度に実施した40橋の点検2,700万円

を計上。その下の詳細設計業務は、中央橋1橋分で1,060万円を計上しております。

工事請負費の修繕工事箇所は、前年度詳細設計を行った豊田橋で3,600万円を計上。

次に、133ページ、4項、1目、河川総務費は270万円減の1,113万4千円を計上。

前年度、事業区分に河川改修整備事業がありましたが、事業区分、1. 河川維持管理事業に統合しております。

工事請負費の河川改修整備工事500万円は、前年度より300万円減となっておりますが、本年度は、桜川トラフ補修延長100mと中の沢川護岸補修延長30mを予定しております。

次に、5項、1目、公園費は、140万4千円減の2,420万円を計上しております。

136ページの一番上に事業区分、1. レクリエーション公園維持管理事業の需用費、修繕料がございますが、前年度実施の受電設備の修繕料225万円が減額となっております。また、備品購入費には、刈払機1台を追加購入することとして8万3千円を計上しております。

次に、137ページの6項、1目、住宅管理費は、前年度実施のタウンコート駐車場整備工事320万円が減となるなど275万2千円減の1,425万5千円を計上しております。

2目、住宅建設費は、909万4千円減の4,124万7千円を計上。

140ページになりますが、事業区分、2. 公営住宅改修事業は、穂波団地の外壁・屋根の改修工事ですが、前年度の1棟8戸から1棟4戸へと整備戸数が減となり700万円の減、また、前年度、委託料に計上の公営住宅長寿命化計画策定業務は本年度完了しておりますので、その分213万4千円も減となっています。

次に、141ページは、9款、消防費になります。

9款、1項、1目、消防組合費は、354万8千円増の1億8,556万8千円を計上。

北見地区消防組合負担金の内訳は189ページから掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

3款、1項、1目、訓子府消防支署費は、863万3千円増の1億3,025万4千円を計上。

事業区分、1. 職員給与費は、退職者の1年前倒し採用1名分の計上などのため、対前年度738万7千円の増となっています。

事業区分、2. 消防行政一般経費の委託料には、救急隊員の血中抗体検査および麻疹ワクチンなどの予防接種代34万3千円、前年度および本年度採用の2名の職員の大型免許取得経費71万1千円を新たに計上。

193ページになりますが、3款、2項、3目、訓子府消防団費は、事業区分、3. 消防業務費の需用費、消耗品費に、団員安全装備品としてヘルメット90個38万6千円、感染防止衣など感染症対策資機材33万5千円を計上するなど、目全体で対前年度75万5千円増の1,513万円を計上しております。

また、196ページの事業区分、7. 消防団互助会負担金でございますが、この中には消防車機関員の確保のため、運転したりする団員ですね、機関員の確保のため、消防団員の大型免許等取得経費37万2千円に対する補助分を含んでおります。

3 款、3 項、3 目、訓子府消防施設費は、前年度計上の指揮車購入費 6 2 7 万円など 5 8 7 万 7 千円減の 1 4 2 万 7 千円を計上。

1 4 1 ページに戻っていただきたいと思います。

2 目、水防費は、需用費、消耗品費に救命胴衣 1 0 着分 7 万 9 千円を計上するなど 1 8 万 9 千円の計上となります。

3 目、災害対策費は、前年度計上の北海道総合行政ネットワークシステム整備に伴う負担金 3 4 6 万 5 千円の減など、対前年度 3 6 3 万 4 千円減の 9 3 万円を計上。

4 目、消防施設整備費には、消防庁舎等建設事業費 7 億 4, 2 0 6 万 7 千円を計上。

なお、役務費の手数料は、完了検査申請手数料でございます。

次に、1 4 3 ページ、ここからは 1 0 款、教育費になります。

1 0 款、1 項、1 目、教育委員会費は、オホーツク管内教育委員会協議会負担金の減など、対前年度 7 万 5 千円の減となっております。

次に、2 目、事務局費は、対前年度 1 6 3 万 4 千円減の 2, 9 2 2 万 7 千円の計上。

事業区分、2. 学校教育等一般事業の 1 4 6 ページの一番上の使用料及び賃借料の校務支援システムは、前年度導入したものです。前年度の初期導入分 3 5 万 7 千円を除くシステム使用料のみの 1 2 2 万 8 千円を計上、負担金、補助及び交付金の会議等負担金には、北海道置戸高等学校 7 0 周年記念事業協賛金 1 0 万円を含んでおります。その 5 行下の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金は、通学支援対象人数が 6 0 人分から 4 3 人分へ 1 7 人分減少し 2 0 2 万 7 千円減となったことなどにより、1 8 5 万 6 千円減の 1, 0 8 8 万 3 千円を計上しております。

次に、1 4 7 ページ、3 目、スクールバス運行費は、2, 3 3 3 万 8 千円増の 4, 5 8 1 万 1 千円を計上。

需用費の車両燃料費は、軽油単価の引き下げにより 7 1 万円の減、また、前年度債務負担行為の議決を受けました平成 8 年購入の中ノ沢線スクールバスの 4 1 人乗り中型バスへの更新事業は、4 月に納車予定でありますので、備品購入費に 2, 3 8 7 万円を計上しています。

次に、2 項、小学校費、1 目、学校管理費は、3 4 0 万 6 千円増の 6, 6 2 8 万 7 千円を計上しています。

事業区分、1. 学校一般管理事業では、1 5 0 ページになりますが、役務費、通信運搬費には、G I G A スクールネットワーク代 1 5 万 6 千円を含み 2 3 万 4 千円の増。委託料には、令和元年度導入の児童および校務用パソコン機器保守代 2 1 万 2 千円と G I G A スクール関連でグーグル運用保守、端末・ネットワーク保守代金、合わせて 1 0 4 万 5 千円を新規に計上。使用料及び賃借料には、G I G A スクール関連で学習支援ソフトのライセンス使用料 2 7 万 2 千円を新規計上。備品購入費には、訓子府小学校で冷蔵庫 1 台、保健室・職員室・特別支援学習室用ガス給湯器 3 台、合わせて 1 3 万 8 千円を計上しております。

事業区分、2. 学校維持管理事業の需用費、修繕料には、居武士小学校階段部分の硝子ブロック壁のブロックが落下していることから、その修繕料 1 1 5 万 9 千円を計上。委託料では、前年度、両小学校の老朽化した遊具の撤去と訓子府小学校の電話機更新業務が完了したことなどによりまして 1 8 6 万円の減となっております。

事業区分、3. 学校保健・安全対策事業では、学校歯科医は医療法人、学校薬剤師は医薬品会社を通じて派遣してもらうことから、報酬から委託料に組み替えて健康診査業務として計上しております。

152ページの事業区分、4. 臨時講師配置事業では、通級指導による特別支援対象児童が10名増の44名となることから、支援員を3名から4名体制にすることとし、226万3千円の増額計上となっています。

次に、2目、教育振興費は、対前年度367万2千円減の1,185万4千円を計上。

事業区分、1. 教育振興事業の需用費では、前年度、消耗品費に計上の教科書改訂に伴う教師用指導書がなくなりまして479万1千円の減。委託料の子ども劇場は、前年度音楽鑑賞でしたが、本年度は観劇とし、15万円増の40万円を計上。事業全体では418万6千円の減となっております。

154ページの事業区分、3. 就学援助・奨励事業では、特別支援教育就学奨励費、障害保護児童就学援助費ともそれぞれ2名の増を見込んで51万4千円増の517万6千円を計上しています。

次に、3項、中学校費、1目、学校管理費は、3,974万4千円と大幅に増額し、7,113万1千円の計上となっています。

事業区分、1. 学校一般管理事業では、小学校同様、委託料にコンピュータ機器等保守業務、システム保守業務予算を計上。使用料及び賃借料には、学習支援ソフトのライセンス使用料を計上しております。

事業区分、2. 学校維持管理事業は、前年度の電話機更新業務完了などにより85万1千円の減。

156ページの事業区分、3. 学校保健・安全対策事業においても小学校同様、学校歯科医と学校薬剤師経費を報酬から委託料に組み替えて計上しております。

事業区分、4. 臨時講師配置事業では、支援員2名のうち1名を小学校へ配置替えすることによりまして245万9千円の減額となります。

事業区分、5. 大規模改修事業は、30年以上経過した暖房用ボイラーの更新等を行うこととし4,180万円を計上しております。

下段の2目、教育振興費は、208万9千円増の1,259万1千円。

事業区分、1. 教育振興事業では、158ページの需用費、消耗品費で、本年度教科書改訂に伴い教師用指導書206万円など201万7千円の増額。修繕料には吹奏楽部楽器のオーバーホール代として58万9千円を計上。委託料の子ども劇場は前年度の観劇から音楽鑑賞となり15万円の減。備品購入費は、前年度の吹奏楽用楽器チューバ購入完了などによりまして97万4千円の減となっています。

事業区分、2. 就学援助・奨励事業では、対象人数および学年区分変更などによりまして63万2千円増の492万7千円を計上しております。

次に、4項、こども園費、1目、こども園費は、116万3千円増の1億1,490万2千円を計上。

事業区分、1. こども園運営事業では、報酬の会計年度任用職員の保育教諭を13名から10名としたことで495万1千円の減、月額支援員・補助員は、8名から11名に増員したことで571万8千円の増、差し引き、報酬では114万5千円の増となっております。

ります。

次に、161ページ、5項、社会教育費の1目、社会教育総務費は、前年度計上の開町100周年・町制施行70年を記念しての町民芸術劇場実行委員会交付金180万円の減額など、対前年度190万9千円減の99万6千円を計上しております。

事業区分、1. 社会教育一般事業には、本年度、全国公民館研究集会北海道大会が当管内の紋別市で開催されることから、公民館運営審議会委員参加に伴い、報酬2万8千円、旅費7万5千円、会議負担金1万8千円、合わせて12万1千円を増額計上しております。

次に、165ページ、下の方の2目、公民館費ですが、前年度とほぼ同額の1,717万2千円ですが、事業区分の1. 公民館維持管理事業、需用費・修繕料では、前年度実施の公民館舞台吊物および照明設備修繕18万6千円の減。一方、公民館駐車場区画線修繕料32万7千円。それから168ページになりますが、168ページの備品購入費にポスターや垂れ幕作成利用ができる大型プリンター導入費9万2千円を計上しております。

次に、3目、図書館費は、前年度とほぼ同額の1,517万円を計上。

事業区分、1. 図書館活動事業の備品購入費には、図書館コンピュータシステム関連でネットワーク接続ストレージ「NAS」1台とパソコン1台、合わせて2万8千円を計上。

170ページの事業区分、2. 図書館維持管理事業の備品購入費には、館内清掃用の業務用掃除機1台、6万4千円を計上しております。

次に、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、対前年度68万3千円減の55万8千円の計上。

事業は、社会体育活動推進事業のみですが、前年度、報償費に計上のジュニアスキー教室を町スキー連盟に、それから、クライミングウォール安全講習会を北見工大山岳部に委託することとし、172ページの委託料、各種教室・事業講師派遣業務に組み替えて計上しております。また、前年度、町の周年記念事業で計上のプロスポーツ交流事業66万円が減額となっております。

次に、171ページ、2目の体育施設費は、307万2千円減の6,467万8千円の計上。

事業区分、1. スポーツセンター維持管理事業の需用費では、新型コロナウイルス感染防止対策消耗品で32万3千円増となっておりますが、燃料費では、施設が新しくなって灯油消費実績が明らかになり、3万リットルから約1万5千リットルへと半減したのと灯油単価引き下げにより164万5千円の減。また光熱水費も実績に基づき170万8千円の減額計上となっております。

次、174ページの事業区分、2. 温水プール維持管理事業は、対前年度208万7千円の増となっており、需用費では、コロナ対策や経年劣化に伴う消耗品費で67万3千円の増。修繕料では、受電設備のトランスおよびコンデンサ交換203万5千円など260万8千円の増額計上となっております。

事業区分、3. 屋内ゲートボール場維持管理事業も234万4千円の増となっておりますが、需用費、修繕料に内部鉄骨さび落とし塗装代605万円を計上。なお、前年度実施の外壁サイディング張替え等修繕364万2千円との差し引き240万8千円の増となっております。

176ページになりますけども、事業区分、4. 屋外運動施設維持管理事業は467万3千円の減となっております。パークゴルフ場の目土など原材料費で94万9千円の増となっておりますが、前年度購入のスポーツトラクター購入分510万3千円が減額となっております。

175ページの3目、給食センター費は1,560万6千円減の5,615万9千円となっておりますが、178ページの事業区分、2. 給食センター維持管理事業で、前年度の手洗い器等交換修繕、地下タンク修繕、真空冷却器購入費、給食配送車購入費、合わせて1,524万円の減など、事業全体で1,567万円の減となっています。

181ページになりますが、11款は公債費であります。

長期債については、前年度末で4本の償還が終了となりますが、こども園外構整備の元金、新スポーツセンター解体事業などの元金償還が始まることから、元利合わせて対前年度6,197万6千円増の5億1,549万7千円を計上しています。

一時借入金利子は、金融機関からの一時借入分と基金繰替運用分、合わせまして12万4千円を計上しております。

183ページの12款、災害復旧費には、科目計上で旅費のみ計上しております。

185ページは、13款、給与費になります。

給与費には、特別職3名と一般職103名分の人件費を計上しております。前年度の給与改定で期末手当支給率が下がったことと共済組合負担率の変動などによりまして、対前年度92万1千円減の8億1,208万9千円を計上しております。

なお、議員、各種委員、会計年度任用職員の報酬等を加えた人件費については、204ページから208ページまで給与費明細書を添付していますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、187ページは、14款、予備費で前年度同額の400万円を計上しております。

続きまして、199ページからは、これまでにご決定をいただいた分も含め、債務負担行為のうち当該年度以降、支出のあるものの調書で、前年度末までの支出見込額と本年度以降の支出予定額を掲載しております。

202ページの一番下の下段の計の欄で、本年度以降の支出予定額は、消防庁舎等建設事業分8億4,900万円も含んでいるため、前年度と比べ8億419万5千円増の13億243万2千円で、このうち一般財源につきましては、一番右になりますけども4億7,937万1千円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、予算説明資料の20、21ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、203ページの地方債の年度末現在高に関する調書でございます。

合計欄の一番右の欄になりますが、令和3年度末現在高見込み額は54億753万3千円となっております。

以上、総額を50億6,020万円とする令和3年度一般会計予算案の提案説明を申し上げます。

時間の関係もあり、説明不足の点、多々あろうかと思いますが、その点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は１時から行いますので、参集願います。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

副町長。

○副町長（森谷清和君） 午前中、訓子府町一般会計予算についてのご説明申し上げましたが、１点追加してご説明申し上げたいと思います。

本年度から７節の賃金が廃止となりました。このため、８節の報償費以降が１節ずつ繰り上がっておりますので、お伝えしたいと思います。

この件につきましては、ほかの特別会計についても同じでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第８号 令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書２０９ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、各会計予算書の２０９ページをお開きください。

議案第８号 令和３年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

まず、予算書に入る前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の方をご覧いただきたいと思います。

２３ページから２６ページにわたり国保会計の概要を記載してございます。こちらの内容につきましては、説明の方を省略させていただきますけれども、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、収入の国保税につきましては、事業費納付金に見合うように計上、道支出金につきましては、北海道からの通知額等により計上してございます。一般会計繰入金は、法定の繰り入れ分を計上してございます。

歳出につきましては、前々年度の医療費実績見込み等から推計しました保険給付費と北海道からの通知によります事業費納付金を計上したほか、一般管理費に北海道クラウド運用にかかる各種負担金を、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上してございます。

次に、資料の８ページをご覧いただきたいと思います。

こちら、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況でございます。下から３行目でございます。国保会計の財政調整基金保有状況を記載しておりますけれども、基金は一般会計から繰り入れます普通交付税に算入されております財政安定化支援分６０万６千円と、預金利子１千円を積み立てしまして、前期高齢者交付金等の精算による返還分としまして、基金の方から１，００２万４千円を取り崩し、令和３年度末の保有見込額は４，７３２万５千円となる見込でございます。

それでは、予算書の方、209ページの方、お戻りいただきたいと思います。

議案第8号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,340万円と定めるものでございます。

この予算は、前年度当初と比較しまして1,250万円、1.5%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費と国民健康保険事業費納付金の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めているものでございます。

次に210ページ、211ページにつきましては、款項ごとのそれぞれ額を記載しております。212ページ、213ページには総括表を載せてございます。後ほどご覧いただくことといたしまして、214ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限りまして説明をさせていただきます。

それでは、214ページの歳入の方から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節と説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

1款、1項、1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、総額では、前年度比540万7千円増の2億5,589万7千円を見込んでございます。

215ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で882世帯、被保険者数は1,888人を見込んで、低所得者軽減分、限度額超過分などを勘案した上で、事業費納付金に見合うように算定し、収納率を99%と見込んで1億7,858万円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、先ほどの医療給付費分現年課税分と同様に算出し5,113万3千円を計上しております。

5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で452世帯、被保険者数は647人を見込んで2,518万2千円を計上しております。

次に、216ページの2段目になります。

2款、1項、1目、保険給付費等交付金につきましては、217ページの1節、普通交付金としまして、保険給付にかかる交付金分5億2,114万2千円を計上。

2節、特別交付金には、保険者努力支援分320万8千円、特別調整交付金分（市町村向け）に、「特定健診受診率向上支援等共同事業」に対する補助等を含めまして621万7千円、道繰入金（2号分）に1,088万7千円、特定健康診査等負担金に228万6千円の計2,259万8千円を計上しております。

一番下の表になります。

4款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の精算により返還額が確定したことから1,002万4千円を計上。

218ページの上段、2項、1目の一般会計繰入金、219ページになりますが、1節、

保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により保険税軽減分としまして2,094万2千円と保険者支援分としまして1,469万6千円を合わせ3,563万8千円を計上。

2節の出産育児一時金繰入金は420万円を。

3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の60万6千円を計上。

4節、その他一般会計繰入金は、国保会計を運営するための事務費等に要する経費270万7千円を町の負担分としまして繰り入れするものであります。

一番下段になりますけれども、6款、3項、4目、雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額の計上分ですが、集団健診590名のうち、誕生健診の110名を除く、480名分の自己負担分としまして57万6千円を計上しております。

222ページの歳出の方になります。

1款、1項、1目の一般管理費および2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費としまして、合わせて前年度比70万9千円減の697万8千円を計上してございます。減額の要因ですが、一般管理費での会計年度任用職員にかかる報酬と12節、委託料のシステム改修業務の計上がなくなったことによるものでございます。

223ページの上段、18節、負担金、補助及び交付金のオンライン資格確認等システム運営負担金につきましては、本年3月から資格確認が開始されたことにより、令和3年度からは12か月分の負担金費用4万4千円を計上。24節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分を合わせまして60万7千円を計上しております。

次に、2項、徴税費につきましては、徴収事務にかかる事務的経費としまして38万9千円を計上しております。

224ページになります。

3項、運営協議会費につきましては、運営協議会の事務的経費としまして、前年比2万5千円減の10万6千円を計上しており、こちらは3年に一度、札幌市での運営協議会会長研修会旅費の計上がなくなったことによるものでございます。

2段目の2款、1項、療養諸費の積算につきましては、前年度からの給付、支払実績から推計し計上してございますので、ご理解お願いいたします。

まず、1目の療養給付費は、前年同額の4億5千万円を計上。

2目の療養費は、前年度比100万円減の600万円を計上。

3目の審査支払手数料は、前年度比12万3千円減の138万7千円を計上してございます。

次に、2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し、計上してございます。

1目の高額療養費は、前年度比800万円増の5,600万円を計上。

2目の高額介護合算療養費は、前年同額の100万円を計上しております。

次に、226ページになります。

2段目の、4項、1目の出産育児一時金につきましては、前年同額の630万円、15人分を計上。

5項、1目の葬祭費につきましても、前年同額の45万円を計上しております。

6 項、1 目の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、感染により労務ができない期間のうち労務を予定していた日について、傷病手当金が支給される制度でございますが、適用期間が本年 3 月末までとなっていたものが令和 3 年 6 月末までに適用期間が延長されたことから、科目計上しているところでございます。

228 ページになります。

3 款、国民健康保険事業費納付金は、北海道へ納付金を支払うための科目で、その金額は北海道からの通知に基づき計上してございます。

1 項、1 目の医療給付費分につきましては、前年度比 8 5 7 万 5 千円増の 2 億 3, 5 9 4 万 2 千円を計上。

2 項、1 目の後期高齢者支援金等分につきましては、前年度比 1 0 7 万 9 千円減の 5, 6 6 8 万 2 千円を計上、

3 項、1 目、介護納付金分につきましては、前年度比 1 9 6 万 4 千円減の 1, 9 8 9 万円を計上しております。

一番下の 5 款になりますけれども、1 項、1 目の財政安定化基金拠出金につきましては 1 千円を計上。これは、平成 3 0 年 9 月の北海道胆振東部地震で被害を受けました厚真町・安平町・むかわ町の 3 町が地震の影響により、保険料必要額を確保することができなかったことから、不足分を道の財政安定化基金から交付を受けてございます。交付を受けました翌々年度から国と道と全道の自治体において、それぞれ 3 分の 1 を拠出することから、本町分としまして 3 7 6 円を拠出するものです。

230 ページになります。

一番上ですけれども、6 款、1 項、1 目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の 4 0 歳から 7 4 歳の被保険者を対象としました特定健診と特定保健指導に要する経費の計上分でございますけれども、前年度比 9 万 3 千円増の 5 2 4 万 1 千円を計上しております。増額の要因としましては、特定健診にかかる 1 人当たりの健診単価の増によるものでございます。

右側の 231 ページでございますけれども、11 節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料としまして 4 7 万 5 千円を計上。12 節の委託料は、特定健診業務にかかる費用でございますけれども、730 名分の基本健診料などとして 4 7 5 万 7 千円を計上しております。

次に、2 項、1 目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費となっておりますけれども、前年度比 7 3 万 4 千円増の 6 6 2 万 7 千円の計上でございます。

231 ページ中段の説明欄の 1 節、未受診者への勧奨事務等にあたる会計年度任用職員への報酬 2 7 万 9 千円を、7 節、健診結果説明会での栄養相談業務など臨時管理栄養士への報償費 1 2 万 7 千円を計上しております。役務費は、医療費通知等の郵送料や臨時管理栄養士への傷害保険料を合わせまして 3 1 万 1 千円を計上。委託料のうち独自健診業務に 8 9 万 9 千円、医療費等通知等の共同電算処理特別業務に 6 万 9 千円を計上。18 節、負担金、補助及び交付金の特定健診受診率向上共同事業負担金につきましては、昨年度はこちらは委託料で計上していたものを負担金に科目替えしたもので 4 4 0 万 1 千円を、あと健康診査助成金の方は、脳ドックに対する助成金でございますが、前年同額の 15 人分 3

0万円を計上しております。

以上、令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第9号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書235ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 各会計予算書の235ページをお開き願います。

議案第9号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の各会計予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、別冊の方の「各会計予算案の説明資料」の方を見ていただきたいと思います。

こちら27ページから28ページに後期高齢者医療会計の概要を記載しております。こちらの資料の説明の方は省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考え方としまして、歳入では、後期高齢者医療制度において、財政運営期間が2年間とされておりまして、保険料につきましては、令和2年度が2年ごとの見直しの年となっております。令和2年度と令和3年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合の方から示された保険料を計上してございます。また、低所得者の保険料軽減分や広域連合への事務費等についても広域連合から示された額を一般会計から繰入金として計上してございます。

歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上してございます。

それでは、予算書の235ページの方に戻りまして、内容の方を説明させていただきます。

議案第9号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,530万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして570万円、6.4%の増となっております。

236、237ページにつきましては、款項ごとの、それぞれの額を記載しておりますので、238、239ページには総括表を載せておりますので、後ほどご覧いただくこととしまして、240ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

240ページの歳入でございます。

1款、1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき計上しており、保険料算定の基礎となる均等割額は5万2,048円、所得割率は10.98%としており、保険料総額では、前年度比642万7千円増の6,585万3千円を計上しております。

1目、1節、特別徴収保険料は、被保険者数を798人と見込み、保険料額3,882万4千円を計上。2目、1節、普通徴収保険料は、被保険者数を249人と見込み、保険料額2,697万9千円を計上。2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として道と町の負担分を合わせまして、前年度比16万5千円減の2,336万6千円を計上しております。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費分と事務経費分を合わせまして、前年度比23万2千円減の597万1千円を計上しております。減額の要因としましては、軽減対象者の減と後期高齢者医療広域連合で示す共通経費にかかる繰入金額が減額になっていることによるものでございます。

次に、4款、2項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合の方から還付されるもので、前年度同額の10万円を計上してございます。

次に、244ページ、歳出になります。

1款、1項、1目の一般管理費につきましては、右側の245ページになりますけれども、調整会議や研修会等への参加するための旅費、プリンター等等の消耗品費、被保険者証の一斉更新による郵便料の通信運搬費、後期高齢者医療システム保守業務、後期高齢者医療システム使用料など、一般事務に要します経費としまして、前年度比6万円増の275万6千円を計上しております。

次に、2項、1目の賦課徴収費につきましては、賦課通知送付用の窓あき封筒や保険料決定通知証送付のための郵便料など15万1千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、245ページの広域連合共通経費の市町村負担分としまして、事務費納付金306万6千円を計上。また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定負担金を合わせた保険料等納付金としまして8,922万円を計上。後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、前年度比597万円増の9,228万6千円を計上しております。

246ページになります。

3款、1項、1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上しております。

最後になりますけれども、242ページの下段、一番下の表、広域連合補助金とあと246ページの下段の表、保険事業費の科目につきましては、こちら被保険者の脳ドック助成金としまして、費用の全額を広域連合からの長寿健康増進事業交付金として交付を受けて実施していた事業でございますけれども、令和3年度から補助対象外となったことから、歳入歳出とも廃目としまして、こちらの事業は一般会計において継続することとしてございます。

以上、令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第10号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書248ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 予算書の248ページをお開き願います。

議案第10号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて説明の方をさせていただきます。

最初に別冊の「各会計予算案の説明資料」29ページから34ページに介護保険会計の

概要を記載してございます。

内容につきましては、説明の方を省略させていただきますが、予算編成にあたっての基本的な考えとしまして、歳入では、令和3年度から令和5年度までの第8期事業期間に要する保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出は、保険給付費、介護認定審査会費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業分を計上してございます。

資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに基金の保有状況が載ってございますけども、下から2段目に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分の取り崩しを行うことにより、令和3年度末の介護給付費準備基金保有見込額は778万7千円となる見込みでございます。

それでは、予算書の方248ページに戻りまして、内容の方を説明させていただきます。

議案第10号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計予算、第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,940万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初と比較しまして270万円、0.5%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に249ページ、250ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しておりまして、251、252ページには総括表を載せておりますので、ご覧いただくこととしまして、253ページ以降の事項別明細書によって、特徴的なものについて説明させていただきます。

それでは、253ページの歳入でございます。

1款、保険料でございますが、第8期介護保険事業計画によりまして、令和3年度から令和5年度までの基準保険料を月額5,650円、年額で6万7,800円として算定してございます。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、国の標準段階と同じく第1段階から第9段階としまして、第1段階から第3段階までの低所得者への保険料軽減を図っております。

1項、1目、第1号被保険者保険料、254ページの1節、特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,698人と見込み、保険料額を1億148万8千円。

2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を172人と見込み、保険料額を1,078万7千円とし、介護保険料の総額を前年度比831万3千円増の1億1,227万6千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして、保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた9,512万円を計上しております。

2項、1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金でございます。

が、現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の7.66%の3,861万9千円を計上しております。

255ページになります。

2目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分で、介護予防・日常生活支援総合事業費に要する費用の25%、362万2千円を計上。

3目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費に要する費用に対し、38.5%の447万3千円を計上。

4目、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に資する取り組みに対して交付されるものでございますけども、前年実績額の102万7千円を計上しております。

5目、介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度に創設されました交付金で、介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対し、評価指標の達成状況に応じて自治体に交付されるもので、こちらは前年実績額の111万2千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の27%、1億4,877万3千円を計上。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費の27%、391万2千円を計上しております。

次に、4款、1項、1目、介護給付費負担金は、現年度分としまして、保険給付費に対し、それぞれ道の負担割合を乗じました8,395万8千円を計上。

2項、1目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、現年度分としまして介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%の181万1千円を。

2目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましては、現年度分としまして、包括的支援事業・任意事業費の19.25%の223万6千円をそれぞれ計上しております。

257ページ、表の3段目になります。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分73万2千円を繰り入れするものであります。

2項、1目、一般会計繰入金、258ページの1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費に要する町の負担分12.5%の6,887万7千円を。

2節の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業に要する町の負担分12.5%の181万1千円を。

3節の地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金は、包括的支援事業・任意事業費分の19.25%の223万6千円を。

4節、その他一般会計繰入金につきましては、特別会計を運営するための事務費等に要する経費としまして1,216万3千円を。

5節、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階を0.5から0.3に、第2段階を0.63から0.5に、第3段階を0.75から0.7とそれぞれの基準額に対する負担割合に軽減するため661万9千円をそれぞれの負担分として繰り入れするものであります。

261ページの歳出の説明になります。

1 款、1 項、1 目、一般管理費でございます。介護保険一般事務に要する経費でございますけれども、委託料では、補足給付における限度額の見直しや高額介護サービス費の自己負担額の見直し等に伴う介護保険システム改修業務としまして1 8 7 万円を計上、講演業務としまして8 万 5 千円を計上しております。令和 2 年度につきましては介護職員スキルアップ研修会講師謝礼として計上していたものを委託料に科目を替えをしてございます。使用料及び賃借料ですけれども、データセンターによる介護保険システムの運用経費としまして、介護保険システム使用料 9 5 万 7 千円を、負担金、補助及び交付金は 3 施設への求人広告費の補助金 3 0 万円などを含めまして 3 4 万 4 千円を計上、一般管理費の合計では 4 7 5 万 7 千円を計上してございます。

次に、2 項、徴収費、1 目の賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用します窓開き封筒の印刷費や、郵便料としまして1 8 万 4 千円を計上してございます。

3 項、1 目の介護認定審査会費につきましては、北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費としまして 3 7 0 万 4 千円を計上。

2 6 3 ページになります。

2 目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして 2 6 1 万 4 千円を計上しております。

続きまして、4 項、1 目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度の P R を図るための経費としまして、前年度比 3 2 万 7 千円増の 8 3 万 4 千円を計上しております。

その下の、計画策定委員会費につきましては、第 8 期介護保険事業計画策定終了のため、予算計上はございません。

次に、2 款、1 項、1 目、居宅介護サービス給付費でございますが、居宅要介護被保険者の居宅サービスにかかる給付で 1 億 2, 3 5 2 万 7 千円を計上。

次に、2 6 5 ページになりますけれども、3 目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護に対する給付に 7, 9 4 4 万 2 千円を計上。5 目、施設介護サービス給付費は、施設サービスにかかる給付としまして 2 億 6, 5 5 9 万 2 千円を、7 目、居宅介護福祉用具購入費は、前年同額の 1 0 0 万円を、8 目、居宅介護住宅改修費につきましても、前年同額の 2 0 0 万円を計上。9 目、居宅介護サービス計画給付費は 2, 0 1 9 万 6 千円を計上しております。

2 項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援 1、要支援 2 の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

1 目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付でありまして、前年度比 4 0 万 1 千円減の 4 2 7 万 6 千円を計上。

次に 2 6 7 ページになります。

5 目、介護予防福祉用具購入費は 5 0 万円を計上。6 目、介護予防住宅改修費に 1 5 0 万円を計上。7 目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付でございますが、前年度比 2 2 万 7 千円増の 1 8 4 万 8 千円を計上しております。

3 項、1 目、審査支払手数料は、介護給付費の請求にかかる審査支払にかかる手数料としまして、前年同額の 4 0 万円を計上しております。

4 項、1 目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものでありますが 1, 3 4 6 万 1 千円を計上。

2 目の高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で、前年同額の 1 0 万円を計上しております。

5 項、1 目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と、医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするものでございますが 2 6 0 万円を計上しております。

2 6 9 ページになります。

2 目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対します給付となりますが 1 0 万円を計上しております。

6 項、1 目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付としまして、前年度比 1 9 9 万円減の 3, 4 3 6 万円を計上。

3 目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付としまして 1 0 万円を計上しております。

3 款、1 項、1 目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては 1, 4 0 1 万 1 千円を計上しています。主な内容としましては、2 7 0 ページになりますけれども、委託料のサービス計画作成業務に 1 0 0 万 8 千円、運動指導等業務に 1 6 5 万 1 千円。負担金、補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援者にかかる訪問介護・通所介護事業に 1, 1 2 8 万円を計上しております。

次に、2 目、一般介護予防事業費につきましては、住民が主体的に実施する活動の普及推進や身近な地域での介護予防事業の実施を目的に 4 7 万 9 千円を計上しております。主な内容でございますけれども、2 7 2 ページの委託料の老人クラブや町内会の集いのほか、いきいき百歳体操への専門職派遣による運動指導等業務に 2 9 万 8 千円を計上しております。

次に、2 項、包括的支援事業・任意事業費、1 目の総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や、生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつなげる支援を行うための経費としまして 7 3 4 万 7 千円を計上しております。主な内容としましては、一般会計繰出金に、地域包括支援センター職員の人件費分としまして 7 2 9 万 2 千円を計上しております。

3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医・ケアマネジャー・地域の関係機関との連携を通じまして、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費としまして前年度比 1 1 万 4 千円減の 9 万 8 千円を計上しております。

4 目、地域包括支援センター運営費につきましては、介護サービス事業者のネットワークなど支援システムを構築する取り組みや地域包括支援センターの運営協議会に要する経費としまして 1 2 0 万 8 千円を計上しております。

2 7 3 ページになります。

5 目、生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備にかかる協議体や生活支援コーディネーターの経費で 1 2 6 万 7 千円を計上しております。2 7 4 ページになりますけれども、生活支援コーディネーター業務にかかる委託料としまして 1 1 5 万 2 千円を計上してございます。

6 目、認知症総合支援事業費につきましては、認知症初期集中支援推進事業にかかる経

費としまして39万9千円を計上。主な内容でございますけども、274ページの委託料としまして、認知症を含めた集いの場におけます相談ですとか支援業務等にあたる専門職派遣業務に6万円、北見赤十字病院への認知症初期集中支援チーム業務に28万3千円を計上しております。

7目、在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、在宅医療と介護の連携に要する経費として23万5千円を計上しております。

8目、地域ケア会議推進事業費につきましては、前年度比9万円増の13万5千円を計上しております。こちらは、地域ケア会議におけるリハビリ専門職以外の助言者、薬剤師とか看護師等々でございますけども、こちらへの、ケアマネジメント支援にかかる報償費が増えたことによるものでございます。

9目、任意事業費は、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費、それと家族介護用品購入に対する助成費用等としまして92万1千円を計上してございます。

以上、令和3年度介護保険特別会計の予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第11号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書280ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 各会計予算書の280ページをお開き願います。

議案第11号 令和3年度 訓子府町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の37ページをご覧くださいと思います。

下水道会計の予算編成にあたっての大筋を記載しております。

まず、歳入については、特に国庫支出金に下水処理施設において大規模な設備更新を昨年度に引き続き予定しており1億円を上回る補助金を計上しております。

また、地方公営企業法適化にむけた移行業務の財源として、地方公営企業会計適用債を計上しております。

次に、歳出については、歳入でご説明した下水道施設の設備改修にかかる工事費用を、また地方公営企業法適用にかかる業務委託料を計上しております。

なお、35ページ、36ページに下水道事業特別会計の概要を、37ページの中段には、投資的事業の内訳を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、予算書の280ページに戻りまして、まず、第1条第1項で予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,600万円と定めるものであります。

また、第2項では、歳入歳出予算の区分ごとの金額は、次ページの第1表 歳入歳出予算によると規定しております。

第2条では、債務負担行為を、第3条では、地方債について定めておりますが、後ほど第2表と第3表で説明させていただきます。

第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を1億円と定めております。

それでは、283ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為の内容であります。

地方公営企業法適用事業でございますが、国から令和５年度までに下水道事業を地方公営企業法の適用に移行することが要請されており、その移行事務には「固定資産台帳の整備」「各種システムの整備等」「法適用に伴う事務手続き」「法適用初年度の予算」「打切決算」等の準備が３年間に及ぶため、期間を令和３年度から令和５年度、限度額を４，８９５万円とするものです。

次に、第３表の地方債であります。起債限度額を農業集落排水事業で１億４８０万円、個別排水処理施設整備事業で１，３７０万円、地方公営企業法適用事業で１，７３０万円、合わせて１億３，５８０万円と定めようとするものであります。

それでは、総括の部分は割愛しまして２８６ページの事項別明細書、歳入をご覧ください。

右側の説明欄の特徴的な部分について説明いたします。

２款、１項、１目、農業集落排水施設使用料につきましては、前年度使用料の実績を勘案し５，０２８万６千円を計上しております。

２目、個別排水処理施設使用料につきましては、本年度の新規設置数なども見込み１，５３４万６千円を計上しております。

３款、１項、１目の国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により農業集落排水管理センターの設備改修のための工事費など２億９７０万円に対する補助率５０％ということで１億４８５万円を計上しております。

次に、２８８ページ、４款、１項、１目、一般会計繰入金につきましては、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源および特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするもので、前年度と比較し８４９万５千円減となる７，７３０万円を計上しております。

６款、３項、１目、雑入につきましては、消費税の還付金ですが、令和２年度の決算見込みを基に消費税の算出を行ったところ課税売上消費税に比べ課税仕入れ消費税が多くなる見込みとなったことから１，０１４万３千円を計上しております。

次に、７款、１項、１目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水事業の補助残に充てるため下水道債と過疎債合わせて１億４８０万円を計上しております。

２目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、工事費の起債対象経費分として下水道債と過疎債合わせて１，３７０万円を計上しております。

次に、２９０ページ、３目、公営企業会計適用債につきましては、国から令和５年度までに下水道事業を地方公営企業法の適用に移行することが要請されていることから、それに要する令和３年度分の費用として１，７３０万円を計上しております。

次に、２９２ページからの歳出について説明いたします。

全体を通して需用費などの物件費や委託料については、各施設の運転運用にかかる資材費や燃料代、委託業務経費となっており、前年度の実績を基本に計上しておりますので増減の大きな部分を中心に説明させていただきます。

１款、１項、１目、一般管理費につきましては、前年と比較し１，４５０万１千円増の１，９９３万円を計上しております。

１２節、委託料は、下水道事業を地方公営企業法に適用するため令和３年度につきましては、固定資産評価業務の費用として１，７３２万５千円を計上しております。

18節、負担金、補助及び交付金の会議等負担金では、旅費の関連で講習受講負担金2万7千円の増額を含め4万8千円を計上しております。

27節、繰出金は、使用料賦課徴収経費の下水道負担分として、水道事業会計へ繰り出すものですが、検針業務委託料の増などにより、前年と比較し25万2千円増の222万6千円を計上しております。

次の2項、1目、農業集落排水管理費につきましては、前年度と比較し26万9千円増の6,528万6千円を計上しております。

10節、需用費、修繕料では、施設小破損修繕料を実績に基づき58万円を減じ442万円を計上。

同じく、光熱水費では、前年の実績を踏まえ35万5千円減の1,355万2千円を計上しております。

11節、役務費、手数料では、汚泥引拔手数料について、農業集落排水管理センターの脱水機の更新工事によりまして、汚泥の脱水が2か月ほどできなくなることから、脱水前汚泥を北見市の「スクラムミックスセンター」で処理することとしており、工事期間中の脱水前汚泥を運搬するための引拔料88万円増の299万3千円を計上。

12節、委託料では、11節、役務費、手数料で説明しました脱水前汚泥を北見市の「スクラムミックスセンター」で処理する経費65万4千円を含め、4,046万1千円を計上しております。

次の294ページ、2目、個別排水管理費につきましては、前年と比較し61万7千円増の1,966万7千円を計上しております。

10節、需用費では、合併浄化槽消耗品および付帯設備部品の交換や浄化槽維持にかかる不具合個所の修繕費用として、前年と比較し15万円減の52万5千円を計上。

12節、委託料では、浄化槽点検基数および労務単価の増に伴い、前年と比較し69万6千円増の1,610万7千円を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し3,236万3千円減の2億980万3千円を計上しております。

12節、委託料では、平成28年度から国庫補助事業を活用しながら進めている処理施設の設備更新について、昨年度末広地区農業集落排水施設工事が終了したため、今年度は訓子府地区農業集落排水管理センターの工事数量算定と工事監理業務委託費、合わせて310万円減の330万円を計上しております。

14節、工事請負費では、令和2年度から令和4年度において実施します設備更新工事のうち、本年度分の工事費2億640万円を計上しております。

この財源につきましては、収入でもご説明しましたが、国庫補助金50%と残りは起債となっております

18節、負担金、補助及び交付金では、今回の設備更新事業に伴う土地改良事業団体連合会の特別賦課金10万3千円を計上しております。

2目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し128万4千円減の1,892万6千円を計上しております。

14節、工事請負費では、本年度4基の設置工事分のみとなっており、昨年度比120万2千円減の1,684万円を計上しております。

296 ページ、3 款、1 項、公債費については、償還計画に基づき必要額を計上しています。

続きまして、298 ページは、債務負担行為のうち当該年度以降支出のあるものの調書で、前年度末までの支出見込額と本年度以降の支出予定額を掲載しております。298 ページの最下段の計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は4,895 万円で、そのうち一般財源は5 万円となっております。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、説明資料の37 ページに一覧にしてありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、299 ページにつきましては、地方債の調書であり、令和3 年度末における元金残高は、増減を算定し、表の右下に記載のとおり6 億4,772 万2 千円となる見込みであります。

以上、令和3 年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第12 号 令和3 年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書301 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 続きまして、各会計予算書301 ページになります。

議案第12 号 令和3 年度訓子府町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1 条の規定によりまして、第2 条では、業務の予定量を定めております。給水件数は2,075 件、年間総給水量は62 万4 千 m^3 、1 日平均給水量は1,709 m^3 とし、主要な建設改良事業につきましては、老朽管更新事業、総事業費2,170 万円、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費1,500 万円、機器更新事業、総事業費1,500 万円、山林川地区水利施設支障物件移設事業、総事業費630 万円となっております。

次に、第3 条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるものとして、収入については、第1 款、水道事業収益が第1 項、営業収益と第2 項、営業外収益と合わせて1 億7,347 万8 千円の計上です。

支出については、第1 款、水道事業費用が第1 項、営業費用、第2 項、営業外費用、第3 項、予備費を合わせて1 億4,416 万5 千円の計上となります。

次に、第4 条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については、第1 款、資本的収入が第1 項、企業債、第2 項、補助金、第3 項、補償金を合わせて7,408 万2 千円を計上しております。

支出については、第1 款、資本的支出が第1 項、建設改良費、第2 項、企業債償還金を合わせて1 億786 万5 千円の計上ですが、第4 条の括弧書きを記載しておりますとおり収入額が支出額に対して不足する額3,378 万3 千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、3 条の収益的収支および4 条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど305 ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、302 ページの第5 条の企業債につきましては、表に記載のとおり各事業の起債限度額の合計を4,870 万円とし、証書借入で年利5 %以内、償還方法は記載のとおり

となっております。

第6条の一時借入金の限度額につきましては1億円と定めております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,827万7千円と定めております。

次に、第8条につきましては、一般会計などからこの会計に補助を受ける金額を2,965万3千円と定めるものです。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を665万3千円と定めております。

それでは、305ページ以降の令和3年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書について説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出については、経営活動に伴い発生する全ての収益と費用を計上するものですが、全体を通して直近の実績に基づき計上しております。説明については右側の説明欄に沿って特徴的な部分を中心に説明いたします。

まず、収益的収入の1款、1項、営業収益、1目、給水収益ですが、水道料金については、過去3年間の使用水量を勘案し1億4,838万5千円を計上しております。

2目、その他営業収益ですが、下の負担金、下水道会計負担金では、検針業務委託料の増などにより25万2千円増額の222万6千円を計上しております。

次に、2項、営業外収益、2目、他会計補助金ですが、下水道事業業務併任分として、人件費補助836万8千円を含め1,177万1千円を計上しております。

3目、長期前受金戻入は、補助金・工事負担金・受贈財産をもって取得した資産について、その減価償却に合わせ収益化するもので、合計で1,073万4千円を計上しております。

次に、306ページの収益的支出ですが、1款、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、これは水源施設および浄水施設に要する経費になります。

中段の修繕費の開盛浄水場ろ材交換では、維持管理上5年ごとに実施しており、その交換費用として660万円を計上しております。

下の負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金については、鹿ノ子ダム維持管理費の増に伴い前年度より28万1千円増の105万8千円を計上。これらを含め2,481万9千円を計上しております。

次に、2目、配水及び給水費、これは配水施設および給水施設に要する経費になります。

修繕費の検満メーター設備整備については、181基の設置料で318万1千円。同じく材料費の水道メーター器については、その購入費用として595万2千円。これらを合わせて2,053万4千円を計上。

次に307ページ、3目、総係費ですが、これは事業活動全般に関連する経費になります。

給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費については、職員1名分減の4名分の計上となっておりますが、収入で説明したとおり下水道事業事務併任分につきましては一般会計から補助金として充当されております。

次の中段の備消費費では、参考図書、事務消耗品のほか、公用車の夏タイヤ買い替え分を計上し28万2千円。

4行下の委託料では、検針等業務委託において、委託料の増などにより42万4千円増額の414万2千円を計上。これらを合わせて4,616万4千円を計上。

次に、308ページ、4目、減価償却費は、有形・無形固定資産について、それぞれ今年度費用の該当分3,780万円を計上しています。

5目、資産減耗費については、減価償却が終了していない固定資産の廃棄に伴うもので該当分78万2千円を計上しています。

この2目については、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上となります。

次に、2項、営業外費用、1目、支払利息は、それぞれ必要額861万円を計上。

2目、消費税及び地方消費税の消費税納付については、支出よりも収入にかかる消費税額が大きくなる見込みで495万6千円を計上しております。

3目、雑支出は約1%となる水道使用料還付金19万円を含め20万円を計上。

3項、予備費については、例年と同額の30万円を計上。

次に、309ページ、資本的収入及び支出については、施設の建設など固定資産の取得に関わる収支を計上するものです。

まず、資本的収入であります、1款、1項、1目、建設改良費等に充てるための企業債につきましては、老朽管更新で東2丁目線、西27号線ほかの2路線。道道北見置戸線、穂波工区ですが、機器更新、浄水場の水中ポンプ4台ですが、これを予定しており、それに充てる企業債4,870万円を計上しております。

2項、1目の他会計補助金につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対する一般会計からの補助金1,788万2千円を計上しております。

3項、1目、補償金につきましては、山林川と道道北見置戸線の工事に伴う道からの補償金合わせて750万円の計上になります。

次に、310ページ、資本的支出ですが、1款、1項、1目、施設改良費につきましては、山林川地区水利施設支障物件移設事業では、配水管仮設延長40m、移設延長26m分で630万円。老朽管更新事業では、東2丁目線、延長150m分で990万円。西27号線ほか、延長120m分で1,180万円。道道北見置戸線支障物件移設事業では、延長160m分で1,500万円。機器更新事業、これ水中ポンプ4台ですが1,500万円、4事業合わせて5,800万円を計上しております。

2目、固定資産購入費につきましては、量水器設備費として新設のメーター器18台の購入代金70万1千円を計上しております。

2項、1目、企業債償還元金につきましては、償還計画額の4,916万4千円を計上しております。

次に、311ページの令和3年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、一年度中の現金の流れを見るための報告書であります、業務活動ではプラス5,168万円、投資活動ではマイナス2,866万6千円、財務活動ではマイナス46万4千円で、トータルの資金増加額はプラス2,255万円を予定しています。

312ページ、給与費明細書以降の財務諸表等につきましては、後ほどご覧いただくこととし説明は割愛させていただきます。

別冊の各会計予算案の説明資料、38ページには、投資的事業の概要、また、43ページと44ページには、その整備箇所について図示しておりますので後ほどご覧いただきました

いと思います。

以上、令和３年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号、議案第１７号、議案第２０号、議案第７号から議案第１２号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午後２時３５分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時２２分

再開 午後 ２時３５分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第１３号、議案第１８号、議案第１９号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第２７、議案第１３号、日程第２８、議案第１８号、日程第２９、議案第１９号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第１３号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書８７ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案書の８７ページをご覧ください。

議案第１３号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和２年法律第４５号）が公布されたことに伴い、訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定しようとするものであります。

記以下の説明につきましては、次の８８ページをご覧ください。

訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

第１条では、趣旨として、公職選挙法の規定に基づき、訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとしています。

第２条では、選挙運動用自動車の１日当り６万４，５００円で、ハイヤー形式、運転手、燃料込みの契約の場合に日数をかけた実額分が無料で使用、事業者へ直接支払われるものでございます。なお、無投票の場合は１日のみ、供託金が没収された場合は支払いの対象とはならないものであります。

第３条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出として、選挙運動用自動車使用料を無料とするためには、ハイヤー方式の場合は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と、その他の者、これはレンタカー事業者やマイカー所有の知人等でありますが、生計を

一にする親族の場合は、自動車を貸し出す業務を行っていないかならないことを規定しております。有償契約を締結し選挙管理委員会に届け出なければならぬことを規定しております。

次の８９ページをお開きください。

第４条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きについて定めてございます。選挙運動用自動車の使用に関する負担は一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、支払いをすることを規定しております。

第１号では、ハイヤー方式の場合に１日６万４，５００円を上限に使用された日数の合計額となっております。

第２号では、ハイヤー方式以外の契約で、アにつきましては、車輛のみ借り上げの契約、この場合、１日１万５，８００円を上限に使用された日数の合計金額となっております。

イについては、自動車燃料の供給に関する契約の場合、１日当たり７，５６０円を基準に期間が５日間の場合については３万７，８００円が上限となります。

ウについては、運転手の雇用に関する契約である場合、１日当たり１万２，５００円を上限に運転業務に従事した日の合計額となっております。

第５条では、第４条の第１号と第２号の契約が締結されている場合には指定するいずれかの契約が締結されているとみなす規定となっております。

第６条については、ビラの作成の公費負担の規定。

第７条は、ビラの作成の契約締結と選挙管理委員会への届け出を規定。

第８条では、ビラ作成の１枚の単価の上限を７円５１銭とし、法の規定の枚数、現段階におきましては、町議会議員が１，６００枚、町長が５千枚の合計額をビラ作成業者に支払うことを規定しております。

９１ページを開いていただき、第９条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の規定でございます。

第１０条では、ポスター作成の契約締結と選挙管理委員会への届け出の規定。

第１１条ではポスター１枚当たり２千円を上限に、枚数はポスター掲示場の数の２０％の範囲、現在では２６か所ございますので３１枚を上限にポスター作成業者に支払うことを規定してございます。

いずれの公費負担につきましても供託金が没収された場合には摘要となりません。

次に、附則となります。

この条例は公布の日から施行し、施行の日以降、その期日を告示される選挙について適用するものでございます

以上、議案第１３号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第１８号 訓子府町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書１０２ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第１８号 訓子府町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町火入れに関する条例（昭和５９年条例第２１号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

この１０２ページの一番下に説明とありますが、今回の改正は町内における森林法に基づく火入れ実施にあたり、造林のための地^{じごしら}えにおける火入れ許可および火入れ従事者の人数制限について、森林組合や施業を行う業者の実態を考慮し、近隣自治体と同様に緩和するため、訓子府町火入れに関する条例の一部を改正するものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

まず、第７条に次の１項を加えるとありますが、現行の第７条では、１回の火入れ許可の面積は２ｈａを超えることができず、２ｈａずつ火入れ、消火をすれば、それ以上の面積を許可できると規定されています。今回、新たに追加する第２項は、町長は造林のための地^{じごしら}えにおける火入れ許可において、枝条^{しじょう}などを団地内に分散し集積し火入れを行う場合にあっては、先ほど言った２ｈａを超えることができないと、そういった部分の制限を緩和して許可することができるというものでございます。

続きまして、第１２条に次の１項を加えるとありますが、現行の第１２条第１項では、火入れ従事者の人数制限を規定しており、１ｈａまでは１５人以上、さらに１ｈａ超えるごとに１０人ずつ追加するとされています。今回新たに追加する第４項はその部分、町長は火入れ時期が林野火災危険期間以外、この危険期間というのは４月１日から６月３０日を指すものであります。それ以外であって、特に危険がないと認める時には先ほど申し上げた１ｈａ１５人以上、１ｈａ超えていくごとに１０名ずつ追加という部分の制限を緩和して許可することができるということであります。

最後に附則であります、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第１９号 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書１０４ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案書の１０４ページをお開き願います。

議案第１９号 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成２５年条例第７号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の改正につきましては、このページの一番下の説明欄にもありますように、道路構造令の改正により、引用する条番号が変更となったことから、訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正するものでございます。

記以下について説明させていただきます。

訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成２５年条例第７号）の一部を次のように改正する。

本則中、「道路構造令第４１条第１項」を「道路構造令第４２条第１項」に改める。

ここで、次の１０５ページをご覧いただきたいと思います。

本条例で引用している条文を、新旧対照表に載せてございます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

改正条文につきましては、第６条、第１０条、第４０条、第４１条となっております。

１０４ページにお戻りください。

次に、附則の説明をさせていただきます。

施行期日について、規定しておりますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第１９号 訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第１３号、議案第１８号、議案第１９号、各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 ２時５０分

再開 午後 ２時５１分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第３１、報告第１号、日程第３２、報告第２号、日程第３３、報告第３号を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第３１、報告第１号、日程第３２、報告第２号、日程第３３、報告第３号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第１号

○議長（須河 徹君） それでは、日程第３１、報告第１号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書１２０ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書１２０ページをお開き願います。

報告第１号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

令和３年３月９日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

記、別紙。

次のページになりますけども、122ページをご覧ください。

令和3年2月3日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

令和2年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和2年度の定期監査の結果を報告します。

記

令和2年度定期監査結果報告書 別紙。

123ページをお開き願います。

「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。この報告のみを朗読させていただきますと、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

3. 監査結果及び意見

令和2年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施いたしました。

監査の着眼点は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。

監査の具体的内容は、各課等共通事項としては、各課等配当予算の執行状況と備品の調達および管理状況を、各課個別事項としては、14項目（別紙1）を重点としたほか、課で担当している3団体（別紙1別表）の経理事務とその管理を対象としました。

また、現地調査として橋梁長寿命化修繕事業の穂波橋・増子橋の実施状況を、学校現地調査は訓子府中学校の学校経理と学校管理状況について確認を行いました。

監査方法は、各課等から提出のあった資料について職員の説明を受け、それをもとに質疑を行い、関係書類の突合や点検を行いました。

この結果、全ての会計等において法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めます。

今後、出納整理期間まで引き続き適正執行に努めるとともに、消防庁舎建設や収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症対応などに多額の負担増も見込まれることから、財源の確保や事務事業の見直しを行うなど、将来に向けた持続可能な財政運営に努められることを望みます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第32、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書134ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の134ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和3年3月9日提出、訓子府町議会議長、須河 徹。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年1月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和3年1月12日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの135ページから137ページにつきましては、説明を省略させていただきます。138ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和3年2月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの139ページから141ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果についてご報告を申し上げます。142ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年3月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和3年3月8日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの143ページから145ページにつきましても先の2件と同様に説明を省

略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第33、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書146ページです。

二つの常任委員会から令和2年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず、最初に、総務文教常任委員会からお願いいたします。

3番、工藤弘喜君。

○総務文教常任委員会委員長（工藤弘喜君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、令和2年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告を申し上げます。

この所管事務調査につきましては、令和2年第1回定例会におきまして、令和2年度中閉会中も継続調査ができるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については、省略いたしますが、令和3年1月15日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、議案書の147ページからの2. 調査所見の朗読をもって報告にかえさせていただきますと思います。

（1） 入札執行状況については、町内業者の入札参加の機会確保に配慮しながら、引き続き公正な執行に努めることを望みます。

（2） まちづくり推進会議については、町政への住民参画に向け、新たなまちづくり推進会議がその機能を発揮できるように充実を図ることを望みます。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、実施されていない事業があることから、事業内容の精査も含めこの事業の更なる充実を望みます。

車座トークや夜間町長室開放など広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望みます。

（3） 国民健康保険事業については、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望みます。特定健診は、今後も受診率向上に向けた広報に努めるよう望みます。

（4） 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められます。

なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組みの継続を望みます。

（5） 各種福祉施策のうち、子ども医療費助成事業については、子育て支援事業として評価するものであり、今後も事業継続を望みます。

介護保険事業については、利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望みます。また、各地域で介護予防としてのいきいき百歳体操の事業効果が認められ、参加人数も増えており、さらなる普及に努めることを望みます。

静寿園待機者については、希望に沿えるよう状況把握に努めることを望みます。

認知症高齢者見守り事業および障害者支援事業については、状況把握に努め、必要なサービス提供につなげることを望みます。

除雪サービス事業、高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、事業継続に向けた課題の整理とさらなる利用者への周知を望みます。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かし、安全に配慮した運営を望みます。

(7) 各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認めます。広報の工夫が見られますが、受診率向上のため未実施者への啓発に努めることを望みます。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代への相談の場、母親などの交流・情報交換の場としての効果が認められ、今後も利用者に寄り添った活動を望みます。

(9) こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果が見られます。引き続き、体制整備を含め安全に配慮した運営に努めることを望みます。

(10) スポーツセンターについては、引き続き利用者の安全への配慮に努め、今後においても町内利用者に向けた取り組みを望みます。

温水プールについては、事故防止に最善を尽くしながら、今後においては、施設の計画的な維持管理に努めることを望みます。

(11) 図書館の運営については、今後も本に親しむ事業等、図書館の利用拡大に向けた取り組みの継続を望みます。

歴史館の運営については、入館者の拡大を図るとともに、今後もこれまでの歴史を収集した伝承資料の整備や活用など、後世に残す地道な取り組みを望みます。

(12) 青少年研修館については、今後においても施設の目的に沿った利用に努めることを望みます。

(13) その他委員会の所管に関する事項であります。

①地域担当職員制度については、その成果が認められるところですが、今後においても、職員の負担を考慮しながら地域との連携を図ることを望みます。

②ふるさと納税については、町のPR効果を認めるものであり、今後も事業継続を望みます。

③要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、子どもの教育、学習機会を保障するため今後も継続し、さらに充実を図ることを望みます。

④地域巡回講座については、講座の内容充実と一層のPRを望みます。

⑤文化・芸術振興事業（アート・タウン・プロジェクト事業）については、企画委員会が中心となり新たな企画・活動につなげたことは評価でき、引き続き町民参画の機会確保を望みます。

レク公園の作品は、展示のテーマのつながりや作品の意味が町民に伝わるような展示方法となることを望みます。

以上をもって、総務文教常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

8番、余湖龍三君。

○産業建設常任委員会委員長（余湖龍三君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、令和2年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

す。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても令和3年1月13日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり、調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、議案書の150ページからの2.調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

(1) 農業振興については、国内外の動向、情報を把握するとともに、関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じることを望みます。

多面的機能支払交付金事業については、事業効果は大いに評価するものの、災害時における迅速な対応などの課題整理に向け、保全会との密な協議を望みます。

なお、保全会事業については、行政、保全会、保全会会員のさらなる連携と、保全会会員の戸数減少により生じる保全会活動の支障解消に向けた取り組みの検討を望みます。

訓子府農業の多様性を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、担い手対策は、引き続き地道な活動を願い、婚活事業については新しい試みの効果に期待します。

(2) 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようJAや関係団体と十分に連携し、畜産クラスター計画など支援制度拡充に向け、国などに対し強く求めていくことを望みます。

また、酪農家の安定経営にとって町営牧場の果たす役割は大きいですが、機械導入による支出増がみられるので、引き続き収支のバランスと利用拡大・安全な管理体制の充実を望みます。

(3) 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業などその効果は大いに評価できることから、事業の継続と拡充を望みます。

就労助成金事業および後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後商工会とより連携した事業の推進と本人助成金の支給要件の緩和、あわせて事業効果と検証を望みます。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望みます。

(5) 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望みます。

(6) 町営住宅および町有住宅の維持管理については、住宅使用料滞納額の解消への努力が認められ、今後も徴収への努力を望みます。滞納者については横の連携をとり、総合的な対応の検討を望みます。

(7) 建築および土木事業の執行については、契約に基づき適正に施工されています。今後とも財政健全化の推進を図るとともに計画的な公共工事の執行を望みます。

(8) 下水道事業の運営については、施設更新計画に基づき、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めることを望みます。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも漏水箇所の早期把握に努め、有収率の向上を図

ることを求めます。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据え、計画的な推進を望みます。

(10) 道路・河川・橋梁の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消が望まれ、今後、中・小河川の計画的な維持管理の遂行を望みます。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めることを望みます。

(11) 公園の維持管理については、各公園の遊具について引き続き安全確保の徹底を望みます。

レクリエーション公園については、日除けや展望台への案内看板の設置など、来園者が心地よく過ごせるような利便向上に努めるとともに町民の利用促進を求めます。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養機能を重視し、町の財産としてその価値を高めるため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めるとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めることを望みます。

また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めます。

(13) その他委員会の所管に関する事項

随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、今後も町内産業の振興にも考慮しながら公平で公正な執行を望みます。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

11日から一般質問を行います。午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 3時13分